

# 平成29年第 1 回定例会

( 第 3 日 )

平成29年 3 月 7 日

第1 一般質問

---

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	工 藤 裕 子
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	谷 川 功
総 務 部 長	齋 藤 久 世 志	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	對 馬 一 俊
企 画 財 政 部 長	芳 賀 秀 寿	平 川 診 療 所 事 務 長	三 上 裕 樹
市 民 生 活 部 長	須 藤 秀 人	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	鈴 木 浩
健 康 福 祉 部 長	松 井 靖 子	監 査 委 員 事 務 局 長	石 田 善 久
経 済 部 長	白 戸 照 夫	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
建 設 部 長	木 村 雅 博	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	須 藤 俊 弘	農 業 委 員 会 会 長	柴 田 博 明
尾 上 総 合 支 所 長	原 田 耕 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	工 藤 久 富	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明
教 育 委 員 会 事 務 局 長	小 林 留 美 子	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	古 川 章 人	主 事	石 岡 奈 々 子
主 幹 兼 議 事 係 長	長 瀆 貴 弘	—	—

午前10時01分 開議

○議長  
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。

お手元に配付いたしました議案第59号平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第60号平川市職員公務災害等弔慰金及び見舞金支給条例案、議案第61号平成28年度平川市一般会計補正予算案（第5号）、これらは最終日16日に審議する予定でありますので御精読願います。

また、議会運営委員長より、本日開催された議会運営委員会において申し合わせしました事項について配付しておりますので御精読願います。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

○12番  
(大川 登議員)

本日は第5席から第8席までを予定しております。  
第5席、12番、大川 登議員の一般質問を許します。  
大川 登議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。  
大川 登議員の一般質問を許可します。  
大川 登議員、質問席へ移動願います。  
(大川 登議員、質問席へ移動)

おはようございます。

議長の許可が下りましたので、一般質問をさせていただきます。2日目の最初、第5席をちょうだいいたしました12番、活政会の大川 登です。通告にしたがい、一括質問方式により質問させていただきます。

まず初めに1番、第2期総合運動施設整備事業について質問いたします。

①陸上競技場の4種公認に至る経緯と結果について。運動施設が整備され、この春無事に完成し使用される運びとなっておりますが、そもそもなぜ4種公認を目指したのか、いつどこからわいてきた話なのか教えていただけないでしょうか。併せて公認におけるメリットとデメリットを教えてください。また、結果についてと書きましたが、結果はこの後の施設の利用状況を見てから改めて質問いたしますので、今回は省略いたします。

②各競技施設の備品の購入状況について質問します。たかだか4種といっても用器具はかなり必要です。それも陸連公認のものでなければならず、単価が非常に高い。それに年に1回の検査を義務付けられている器具も多く、そのたびに検定料・日当等を払わなければなりません。大ざっぱで構いませんので、現在の備品購入実績とこれから購入予定のものを教えてください。また年1回の検定、検査料、宿泊、日当を合わせた年間の合計金額も併せて教えてください。

一方、多目的広場での競技利用は何の競技を想定し、備品等の備えはしっかりしているのか、用具保管等はどういった所を用意しているのかをお伺いいたします。

次に、水道行政について質問いたします。

①水道管の耐震化について、現在の水道管は古い場所では40年を超え、更新時期を迎えています。更新するにしても、いままでと同じような管種あるいは工法では話になりません。日本は紛れもなく地震国家であり、自然災害大国です。耐震化は日本にとって重要な課題の一つでもあります。

そこで質問いたします。遅れている耐震化をこれからどのような形で進めていくのか教えてください。また、耐震化率と耐震化されている場所も併せて教えてください。

②旧3行政区の水道料金一律についてです。私は議員になって7年目になりますが、なぜかずっと久吉ダム水道企業団の議員をしてきました。企業会計はさんざんなもので、みんなが議員を避けたがるのがよくわかりました。しかし、そこで大きな疑問もわいてきました。合併前から企業会計はよくなかったはずなのに、合併協議会において水道料金の一律化という問題は議題

に上らなかったのか。対等合併でそんなことがありえるのか。10年以上前のことですが、当時の議事録等を調べていただいても回答を願いたい。また、平賀、尾上地区と碓ヶ関地区との10立方メートル当たりの料金比較とそれを超える1立方メートル当たりの比較も教えてください。最後に、合併してよかったことは何もないと考える碓ヶ関住民に対し、水道料金の一律化は地域住民の悲願です。市長がいま考えている最善の策はないものか教えてください。

最後に、信号機の制御についてを質問いたします。県道弘前平賀線サックス付近及び広域農道の信号についてです。信号機の制御は警察の仕事ですが、それを注意喚起していくのは私たち市民です。いまから言う危険事例等は議員同士が共有するべきものと思ひ、一般質問をすることといたしました。

現場を案内します。平賀西中学校西側の農免道路、通称つがるロマン街道というところから、カントリーエレベーターのほうへ向かう大光寺の旧県道とバイパス間の50メートルに設置されている2つの信号機です。平賀西中側から尾上の長田方面が危ない箇所になります。

まず先にバイパスの信号機が赤になります。5秒後に旧道が赤になります。旧道の車はとまります。そこからです。その後、50メートル先のバイパスの信号機が青に変わります。それを見た運転手は「あつ、青だ。」と思ひ、車を走ってしまった事例を何度か見かけました。信号無視ということにはなりますが、私は心理カウンセラーではないので何とも言えませんが、バイパスのほうが1メートルほど高くなっております。そういうことが影響しているのかもしれない。できることでしたら2台の信号機のタイミングを同一にし、交通事故防止に努めることができないのかお伺いいたします。以上で最初の質問は終わります。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

おはようございます。大川 登議員の一般質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、水道管の耐震化についてであります。耐震化工事の予定とのことでありますが、平成31年度より、庁舎や学校等の重要給水施設への基幹管路約32キロメートルを国の水道管路耐震化事業で実施することを予定しております。なお、更新工事のため、年間の工事量や工事期間につきましては平成30年度までに方針を決定したいと考えております。

また、水道管の布設状況については、平成27年度末現在で水道管総延長が約200キロメートルのうち耐震管整備延長が約3キロメートルとなっており、耐震化率は1.52%となっております。耐震化されている場所については、配水管布設工事を行った新屋、館田、八幡崎地区の541.4メートルで、その他については宅地分譲等で寄附採納を受けた管路となっております。

次に、2点目の旧3行政区の水道料金一律についてであります。合併協議会においては、津軽広域水道企業団より供給を受けている平賀地域と尾上地域の水道料金の統合が協議されましたが、碓ヶ関地域は久吉ダム水道企業団より供給を受けていることから協議の場が持たれておりませんでした。

水道料金については、現在、10立方メートル使用した場合、平賀地域及び尾上地域が2,376円に対し碓ヶ関地域が879円高い3,255円であり、また、10立方メートルを超えた従量単価は、平賀地域及び尾上地域が205円に対し碓ヶ関地域が97.4円高い302.4円となっており、同じ平川市にありながらこのような格差があることは、非常に残念なことと思っております。しかしながら、平川市水道事業も久吉ダム水道企業団も、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としている公営企業でありますし、久吉ダム水道企業団への負担についても大鰐町が70%、平川市が30%としているなど、平川市だけでは料金格差の問題を解消できる状況にありませんので御理解をいただきたいと思っております。

次に、信号機の制御についてであります。議員御指摘の場所について黒石警察署に照会したところ、2台の信号機は狭い間隔で設置されているため、信号の変わるタイミングを意図的にずらすことにより事故防止を図っているとのことでした。具体的には、スピードを上げ信号機2台を無理に通過してしまう車が増加することを防ぐことや、2つの路線の間に車両がたまりにくいようにすることを目的としているとのことであり、市道苗生松平賀線側については、2つの信号機を設置することで見落としを防ぐための対策もなされているところであります。

しかしながら、本市としても交通事故防止には最善を尽くすため、注意喚起看板等の設置を検討してまいりたいと思っておりますので御理解をお願いいたします。私からは以上です。

教育長、答弁願います。

おはようございます。

大川議員の御質問、第2期総合運動施設整備事業についてお答えいたします。

初めに、陸上競技場の4種公認に至る経緯についてであります。本事業は平成21年度から本格的に庁内で組織する検討委員会と基本計画策定幹事会を立ち上げ検討してきたものです。平成24年度基本設計時点では、4種公認の取得はしないものの、形状・寸法等の要件はそれに準ずるもので計画を進めてきました。平成25年6月には、NPO法人体育協会及び各関係団体との意見交換会なども行いました。そして、総合的に平川市の陸上競技の競技力向上や普及振興、市民のスポーツに対する意識高揚や健康づくりに寄与することから、4種公認取得が必要であると判断したところであります。

その後、平成26年5月に開催しました議会議員全員協議会の事業内容説明時に、4種公認陸上競技場を想定していることを御説明申し上げ進めてまいりました。昨年11月には日本陸上競技連盟の検定を受け、平成28年12月1日から平成33年11月30日までの5年間、4種公認陸上競技場として認定されております。

次に、4種公認取得でのメリットとデメリットについてありますが、メリットとして、当陸上競技場で開催される大会の記録が公認記録として認め

○議長  
○教育長  
(柴田正人)

られ、上位大会への出場が可能となります。このことにより、競技者の意識の高揚が図られるとともに、競技人口の増加が期待できるものと思っております。デメリットとしては、5年に1回の公認更新費用約10万円が必要となることです。この10万円は、公認更新費用3万円、それに伴う検定員の交通費・宿泊費7万円であります。また、日本陸上競技連盟が想定する4種公認取得に必要な備品の中には、同連盟の検定品や承認品でなければならないものもあり、価格的に選択肢が狭まることが挙げられます。

次に、備品の購入状況と備品に義務付けられている検定料等の費用についてですが、陸上競技場については、4種公認に規定されている備品が3,119万円、自動計測器ほか運営や維持管理に必要な備品が1,264万円の合計4,383万円がすでに契約済みまたは納入済みとなっています。また、今後肩かけ草刈機や掃除用ロッカー等約30万円で購入を予定しております。この中で、自動計測器に年1回の検査が義務付けられており、専門業者による機器検査54万円、それに伴う交通費4万円と宿泊費1万円の合計59万円の検査費用が見込まれています。これら陸上競技に関する用器具は、倉庫棟及び管理棟へ収納することとしております。

多目的広場については、ソフトボール、野球、サッカー、グラウンドゴルフ等の利用を想定しております。用器具については、主なものとしてグラウンド整備用器具のほか、ソフトボール・野球用の移動式バックネット、フェールポール及び外野ネットフェンス、サッカー用の成人・少年用2種類のサッカーゴールなどを準備しています。これら多目的広場に関する用器具は、サッカーゴールなど大型のものはグラウンドに置くこととなりますが、その他の用器具については、トイレ棟に併設されている倉庫に収納することとしております。以上でございます。

○議長

12番、大川議員。

○12番

ありがとうございます。では、再質問に入ります。

(大川 登議員)

3番の信号機の制御については再質問はいたしません。こういう事例があったということをお伝えしていただき、精査させていただくということをお願い申し上げます。

それでは、1番目の4種公認の話ですけれども、具体的にですね、4種取って一体どういう競技ができるのか教えていただきたいなと思います。どういう大会、どういうことができるのか、お願いいたします。

○議長

教育長。

○教育長

お答えします。南地方中学校春季陸上競技大会、平川市小学校陸上競技大会、南地方中体連夏季大会、小学生陸上競技記録会、南地方中体連新人戦、南地方小・中学生陸上競技秋季記録会等を想定しております。以上でございます。

(柴田正人)

○議長

12番、大川議員。

○12番

結構、これネットから調べたんですけども、加盟団体等の競技会、記録会というふうになっているのが多分そのことなのかなと思っております。大

(大川 登議員)

体南地方、ここら辺の部分でしかないということだという……にしています。5年に1回と言えば、5年間認定、4種の認定になるんですか。5年、丸5年、1年1年取るんじゃないんですか、2年に1回とか。何か2年に1回って書いてあるような。公認料は2か年ごとに改定する。ああ、改定することができるだ。5年間でその認定料というのは5年分払ったということになるんですか。どうなんでしょう。

○議長

教育長。

○教育長  
(柴田正人)

当陸上競技場、4種公認として5年間保証しますよというのがその費用になります。以上でございます。

○議長

12番、大川議員。

○12番  
(大川 登議員)

じゃあ認定料というのは、これ毎年払うんでしょうか。お伺いします。

○議長

教育長。

○教育長  
(柴田正人)

5年に1回でございます。

○議長

12番、大川議員。

○12番  
(大川 登議員)

随分お金がかかるようにできてるなと思って見てたんですが、ここに競技用器具検定規定というのがあるんですけども、その中には検定料としてバトンが1本75円。バトンにも取るんだって。ハードルが1台1,080円となると、ハードルたしか10個でしたよね、1レーン。1レーン10台、あそこ6レーンでしたっけ、8レーンでしたっけ、新しいのは。となると、それに掛ける1,080円だと。これは毎年1回なんですか、これも、この検定。検定というのは毎年1回というふうにして、これには年1回というふうにして書いてあるんですが、年1回やられるんですか、どうなんでしょう。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長  
(小林留美子)

はい。先ほど教育長答弁の中で申し上げておりますけれど、年1回の検査が義務付けられているものについて54万円かかると。その中に、いま議員おっしゃっているもの等が入っているのかというふうには理解しております。

○議長

12番、大川議員。

○12番  
(大川 登議員)

ありがとうございます。やっとなにか飲み込めたような気がします。別に私は公認に反対しているわけではありません。せつかくつくった施設ですので使い勝手のいい、みんなに喜ばれる施設であってほしいなと思うわけです。いずれにしてもこれからも、これまでもこれからも多額の維持費というものがかかってきます。競技施設なんですから、私から言わせれば子どもたちへの未来の投資ということで心から暖かく見守って、運動施設事業の件についてはこれで終わりたいと思います。

それでは、水道行政のほうなんですけど、耐震化3キロ。3キロという、行政がつくったほうの耐震、あとは多分、分譲とかで新しくつくったところは多分耐震化になっているんでしょうけども、行政がつくった分というのがこの新屋、何とかかんとかって4つ述べたような気がしましたけども、そこは



○議長  
○水道部長  
(須藤俊弘)

どうしてまた、そこだけというふうにしてつくったのでしょうか。

水道部長。

大川議員おっしゃるとおり、新屋、館田、八幡崎地区にこちらのほうで整備した耐震化の管が布設されてございます。内容としましては、新屋地区については、バイパスができたことによってバイパスのほうに若干家が伸びたということで、その分の延長分は耐震化されております。それと、館田地区については、館田駅の向かい側、線路向かいのほうに3戸以上でしたか、の住宅が建って、それについては200万以内という金額がございましてそれ以内に収めるということで、収まったということでそここのところも耐震化されてございます。それと、八幡崎地区については、以前から配管されていたものがありましてそれを活用していたんですけども、そこを統合して1本にして入れ替えしたということの耐震化の管が布設されてございます。以上です。

○議長  
○12番  
(大川 登議員)

12番、大川議員。

大体話はわかりました。館田の向かいの弘南鉄道の敷地の分ってことでしょうかね。まあいいや、それはいいです。

耐震化については話はわかりましたけども、水道料金の一律について話しますけども、私はこのままでは多分立ち行かなくなるおそれがあるなど、水道企業団自体が。それを助けていくためにこう、やはり津軽広域水道企業団と合併していくしか私、道ないような気がするんですが、そこら辺、市長何とか考えてませんか。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

大川議員御指摘のこの2つの企業団における2つの経営ということが本市に入っているわけで、この議会でもいままでもさまざま議論になりました。ただですね、御承知のようにそれぞれ独立採算制を各企業団でとっています。その久吉ダム水道企業団と津軽広域水道企業団では、構成市町村が異なります。ですから、これを簡単に1つにするというのは非常に難しいものがあるというふうに考えております。

○議長  
○12番  
(大川 登議員)

12番、大川議員。

平成24年でしたっけ。工藤竹雄議員も前に質問しているんですけども、非常に久吉ダムさんにはお世話になったということでしたので、そういう意味からしても助けてやれないかなという気がするのですが、具体的に市長、大鰐町さんとそういう、何と言うんでしょう、突っ込んだ話というのはされたことないんでしょうか。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

大鰐町と話し合いをしたことがないのかという御質問でございしますが、正式な話し合いというのはしておりませんが、ただ、さまざまな協議の中で、やっぱり平川市だけまた値下げをするというような形になると大鰐町が困るっていうふうなこともありますし、そういうふうなところは話、正式な話ではありませんけど、そういうふうなことの意見交換的なものはしておりますが、その中でもやはり、この1つの企業団の中で2つの水道料金が出ると

○議長  
○12番  
(大川 登議員)

いうのは好ましくないという話もありました。

12番、大川議員。

結局のところ、どうしていけばよろしいのでしょうかね。迷ってしまいます。どうにもならないよというふうなことをされても、初めから津軽広域のほうに何とか合併してくださいってただ言っても、それは相手にされないということは私も感じます。ですから、ここは県でも間に入れて、そういう方向性を探ってほしいなというふうにして思うのですが、よろしく願いします。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

津軽広域水道企業団では、平成33年をめどに今度西北地域のほうに水をつなぐこととなります。そういうこともありましてですね、関係市町村がかなりこう広がって異なっていく中であって、この議論をするというのは本当に難しいんです。大川議員の思いというのはわかりますし、でき得れば1つの市の中で2つの水道料金があるということは避けたいわけでありましてけれど、そういう平川市だけで完結する問題ではありませんので、その辺のところを県のほうにお願いしても、これも県のほうもかなり難しいものではないかなというふうには考えております。話だけはしてみます。

○12番  
(大川 登議員)

そうしてください。質問を終わります。

○議長

12番、大川 登議員の一般質問は終了いたしました。  
10時50分まで休憩といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第6席、17番、齋藤律子議員の一般質問を許します。

齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

齋藤律子議員の一般質問を許可します。

齋藤律子議員、質問席へ移動願います。

(齋藤律子議員、質問席へ移動)

○17番  
(齋藤律子議員)

おはようございます。冬景色に逆戻りの日となりました。ここへ来る途中も、屋根からの落雪を2か所目にしてみました。

一般質問2日目、2番目の質問者となりました17番、日本共産党の齋藤律子です。それでは、通告に沿って一般質問を行います。

まず最初の質問は、平成29年1月25日発生 of 雪下ろしでの職員死亡事件について、事故発生の原因と今後の対策について、このことに対しお尋ねをいたします。

平成29年1月26日、朝6時前、平川市で大変なことが起きたとの連絡を受け、すぐに地元紙の朝刊を開いてみました。雪下ろしで職員が死亡したこと

を知りました。死亡したのは、本庁舎で雪片づけ作業中に数回話をしたところのある高谷允紀さんだとわかり、目を疑い、何度も新聞の活字を追いました。

雪下ろしで命を失うというこの事件は、市内外に大きな衝撃を与えました。特に、命を生み、それを守り育てる立場の女性たちは、新聞やテレビでの報道に触れ、平川市の安全管理のずさんさに対する憤りの声を発していました。命綱やヘルメットを始めとする安全用具を身につけていなかったというのが、一番の怒りの声でした。事故が起きないようにとテレビなどであれほど注意を呼びかけていたのに、安全用具の貸し出しを行っている自治体もあるのに、平川市はどういうことになっているのかという声です。

近年、公務員の公務中の死亡事故については、消防や警察など危険な仕事に携わる職種や、東日本大震災などで津波や住民誘導など災害現場で多数発生する死亡事故がこれまで最も多く報告をされてきました。職員が公務中に命綱やヘルメットなしで雪下ろしをして転落する事故は、全国的にも聞いたことがありません。今回の事故は、命綱をしていればけがはしても亡くなることはなかったはずだと多くの人が思っており、市がみずから行う業務に対し安全管理を怠っていたためだと、そのために発生した事故であると多くの市民は考えています。市の日ごろからの安全対策について、市民から多く寄せられた疑問の声、そして新聞報道、1月27日の議員への説明会をもとにし、これから質問をしてみたいです。

1つ目、今回の担当部署である管財課では、日ごろ職員が行う雪下ろしの際に、日報などを作成し上司への報告や作業内容の点検などを行っていたのかどうかお答えください。

2つ目、担当部署では作業現場の事前確認などを行い、現場の状況を把握したうえで指示を出したのかどうかお答えください。

3つ目は、1月27日の議員への説明会の話ですが、当日の作業時間は午後3時から4時ごろまでの正味1時間程度であったと見ていますが、果たしてその時間内で終わる作業だったのかどうか。

4つ目、雪が1メートル5センチも積もっていた現地に行った職員3人は、どのような道具を持って行ったのかお知らせください。

今回亡くなった職員が、亡くなる前に本庁舎で除雪作業を行っていたのをよく目にしていました。亡くなった職員は除雪作業の専任のようだったが、どういうことなのかお知らせください。

6つ目、今回のような事故が発生した際に市長が不在だった場合は、だれが指揮をとることになるのかお答えください。

7つ目、新聞報道では、総務部には命綱やヘルメットなどの資機材がなく、そのような状況で高所作業をさせることは、職員に対する安全対策がそもそも希薄だったとの記事内容でありました。このことから見ても、市は日常的に行う作業の部分で注意義務を怠っていたのではないかと考えます。事故発生の原因と今後の市の安全対策についてお示しをください。以上につき、市長、答弁をお願いいたします。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

今回の事故につきましては、新聞報道にあるとおり、安全ベルトやヘルメットなどを装着していれば最悪の事態は防げたものと私も思っております。このことから、今回の事故は市の安全管理に対する配慮が欠けていたことが原因の一つであると認識しております。

今後の安全対策につきましては、昨日工藤竹雄議員の質問にもお答えしたとおり、公共施設の雪下ろしは基本的には外部委託とし、やむを得ず直営で行う場合は、安全ベルトや命綱、ヘルメットなどを装着することを徹底しております。また、今後は、当市独自の安全管理マニュアルを作成するとともに、職員の安全管理に対する意識改革も図りながら、再発防止に努めてまいりたいと思っております。なお、その他につきましては担当部長から説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長  
○総務部長  
(齋藤久世志)

総務部長。

私から詳細について御説明申し上げます。

まず、お尋ねの1点目の、担当部署である管財課では、日ごろ職員が行う雪下ろしの際に、日報などを作成し上司への報告とか作業内容点検などを行っていたのかの御質問でございますけれども、日報につきましては、臨時職員が中心となって行っている、4月から11月まで実施している公園等の草刈りや雪囲いの作業については、管理日誌をつけて作業内容を確認してございますが、今回のような雪下ろしに関しましては管財課全体、全職員が直接行う作業でございますので、日報は作成してございませんでした。

次に、担当部署で現場の確認を事前に行ったのかということですが、作業現場の事前確認につきましては、昨年12月にも同じ現場に行っておりまして、今回の作業に対する事前確認は行っておりませんでした。

それから、3点目の作業時間は、説明会では午後3時から4時までの正味1時間程度であったというふうなことの説明はしたのかもしれませんが、当日はですね、午後1時に行く予定が2時ぐらいに出発したということがあります。ただ、今回の作業はですね、屋根全体の雪下ろしということではなく、約20平方メートルのその天窓部分の雪を取り除く作業でありました。現場に向かった職員は、12月に実施した同じ作業から予測して、12月に同じ作業というのは同じく天窓の雪を除去する作業に行っていたわけですが、そのときは4人で30分程度で終わったということもございました。そのことから予測すれば1時間程度で終了するものと、向かった職員は判断したものであると思われま。

4点目の、現地に行った職員はどのような用具を持っていったのかの御質問ですが、向かった職員の道具につきましては、鉄製のスコップ3丁とプラスチック製の雪べら1丁でございます。

それから5点目の、今回亡くなった職員が除雪の作業の専任だったのかの御質問ですが、雪下ろし及び除雪作業の選任につきましては、その雪下ろしや除雪作業は管財課全員で協力しながら行うこととしております。特に

専任の職員というのは定めてございません。

6点目の、今回のような事故が発生した場合に市長が不在だった場合は、だれが指揮をとることになるのかの質問でございますが、指揮命令系統につきましては、このような事故が発生した際に市長が不在の場合は、副市長が指揮をとることになります。以上でございます。

(「答弁漏れあり」と呼ぶ者あり)

○議長

総務部長。

○総務部長  
(齋藤久世志)

⑦につきましては、冒頭市長がお話したとおりでございます。まず今後の対策につきましては、1月の26日に部長級を招集して事故概要の説明と除雪作業に関する安全対策の徹底を指示し、同じくですね、26日付で各部に対して、除雪作業中の事故防止対策についてという文書で注意喚起をいたしました。その後に2月の1日に開催した部長会議、それから2月2日に開催した雪にかかる会議、2月3日に開催した豪雪対策本部会議等ですね、各部が所管している公共施設の雪下ろしなどの実態を確認しながら事故防止対策を検討し、冒頭お話したとおり公共施設の雪下ろしについては基本的に外部委託とし、やむを得ず実施する場合には安全ベルトや命綱、ヘルメット等を装着することを徹底してございます。以上です。

○議長

17番、齋藤律子議員。

○17番  
(齋藤律子議員)

それでは連関がありますから順を追ってなるべく質問をしまいたいと思います。

日報に関しては、臨時が中心で公園の草取りなどを行ってきた、その日報はあるということですが、やはり雪片づけも日報が必要だと思います。その年々に違うし、その雪の質やその積雪などでも対策が違ってくるわけです。ですから、次の日に引き継ぐ意味でも日報というものは重要じゃありませんか。これは基本の基本だと思います。じゃ、雪片づけになくて、なぜ公園の草取りにはあるのですか。お答えください。

○議長

総務部長。

○総務部長  
(齋藤久世志)

議員御指摘のとおり、内部事務のみならずやはりそういった作業のですね、引き継ぎということもございますので、今後においてはそういった作業の日報等については作成するように努めてまいります。また、なぜ臨時職員が実施している作業についてはそういった日報をつけているのかの御質問ですけども、やはりそれぞれの管理状況の把握、それから安全対策が講じられているかの確認も当然すべきものと、そのための日報だというふうに理解しておりますので、今後においては徹底させていただきたいと思います。

○議長

17番、齋藤律子議員。

○17番  
(齋藤律子議員)

やっぱり作業日誌っていうものが、いろいろ対策には生かされることがありますから、それは必要ではないかと……必要です。必要です。今後やっぱりこういう日報からもいろいろなことが見えてくる場合がありますので、ぜひきちんとこの安全管理をしていくというのであれば、やってほしいと思います。

それから、現場確認をしたのかというのでは、昨年の12月に行っていたということでもあります。この現場確認が状況がまったく1月とは、1月の25日とはまったく違ってはいたはずですが、雪が降り始めたのがやっぱり1月の4日、仕事始めのころから雪がもうどっさり毎日降るようになりました。そういうことでは、積雪の量も違ってはいたはずですが、1メートル以上1月にはあったと新聞にも書いています。こういうことからやっぱり状況を、前に行ったからじゃなくてきちんと確認をしておく必要があったのではないかと思います。いかがですか。

○議長

総務部長。

○総務部長  
(齋藤久世志)

結果論になってしまいますけども、結果的には12月に行った作業時点での雪の状況と1月、今回の1月25日の雪の状況はまったく違ったものというふうに私のほうも想像できますので、その辺は作業に当たる場合、仮に向かったとしてもその雪の状況をですね、上司に報告するなりして確認を行ったうえで作業に取りかかるべきだというふうな認識を持ってございますので、もし仮に今後そのような現場に向かう際は、上司にちゃんと報告したうえで作業を開始するなど、もしくは取りやめするなどの判断をすべきだと思いますので、そのように対応してまいりたいと思います。

○議長

17番、齋藤律子議員。

○17番  
(齋藤律子議員)

あと、その作業時間ですが、12月は4人で30分程度で終わった。雪の量がまるで違います。1月の25日の積雪は、新聞にも1メートル5センチあったと書いています。また、雪も締まって違っていたでしょう。天窓部分だけを取り除くってということですが、それを、出発したのが2時ごろ、大体1時間近くかかっています。すると3時から4時、市の報告で、説明でわかってくるわけです。1時間程度で作業して、5時までにはまた1時間ぐらいかけて帰ってこなければいけない。それも3人です。本当にこういうときの判断がこれ、適切だったのか。2月1日に行うのが1月25になったという、議員にも説明でしたが、こういうことから見ても非常にこう疑問を感じるわけです。また、山の天気、大体平地でも3時ごろから冷えてきます。気温が下がってきます。そういうことからして、4番目のスコップ3丁持って出かけた。プラスチックの雪べらは本当に適切なまた道具であったかなとも、こう感じ取れるわけです。そこは現場を見ていないと、そういう道具やらいろんな人員やら作業時間やら判断できないのではありませんか。答弁をお願いします。

○議長

総務部長。

○総務部長  
(齋藤久世志)

お答えいたします。現場に向かった3人につきましては、3人で話し合った中では、今日の作業ではこの雪ではその時間というか、今回のその作業については当然終わるものではないというふうな判断をしてあったそうです。ですけども、せっかく来たので少しやっついていこうかというふうな話になったと聞いております。ですので、それを完了させて帰庁するということじゃなくて、やれる分だけ作業はしていこうというふうな判断をした矢先だったと聞いてございます。

なお、先ほど申しましたとおり、その天窓の部分については20平方メートルの、そんなに面積的には大きいものではございません。また、その現場はですね、屋根全体ということではなく平屋の平らなところの、平らなその屋上にある内側に設置してある天窓でありましたので、そのようなあまり作業がかかる、時間を要するような作業というふうな認識はしていなかったのかなと思っております。

○議長

17番、齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

やっぱり見ているいろいろ判断しないと、そうであったのかなという、こういう答弁しかできないわけです。そういうことからして、やっぱりこう焦りもあったのではないかと。また、逆に考えると、天窓だけ3人で急いでやろうと思えば犠牲者がもっと増えた可能性も出てくるわけです。高谷さんだけでなく、あの方も犠牲になっている、そんな危険をはらんでいる。本当に怒りに思います。

また、その専任。5番目にいきますが、専任ではなくて管財課全員が行っていたと。いまお話のように全員が行っていたら、こんな安全対策に欠けるやり方をしていたら、またこれ犠牲者が出ます。ここは本当に欠落していた部分ではないかと、そんなふうに思います。

それでは、指揮をとるのは副市長だとわかりました。いつもその危機管理意識を持ってやっぱりこの、市長に代わって注意義務を払う。これもまた市長と同様、求められていると思います。

それでは、市長が新聞などにもコメントを出している、今後の安全対策に万全を期すと、原因を調査して万全を期すと、こう答えているわけです。議会でもそのように答えています。その中で市長にお尋ねをします。独自の安全管理、このことを初日から昨日の一般質問を通じて何回か聞きました。そして、職員の安全意識改革を促すということも述べています。この独自というのはどういう対策なのか。私は、安全管理というものはある程度いろんな大きな事件や教訓を得て積み重ねられてきたもので、そのうえで成り立っているものと思います。高所での作業、これにはどんなことが必要か。こういうことが不幸にもいろんな事件を通して積み重ねられてきた。これを、独自の安全対策というのなら、どうも具体的に頭に浮かんでできません。どういうところが独自なのか、いままでの卓越した安全対策を超えるものなのかどうか、答弁を願います。

また、職員の安全意識改革をすると。これを、職員がじゃあその意識がなかったのかな、安全に対するという疑問も浮かんでいます。これは、安全に対するそういう改革は、市長始め幹部職員も同じようにしていただきたいと思っております。そのことに対し、この独自の安全対策、職員の安全意識改革、この2点について答弁をお願いいたします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

独自の安全管理対策につきましては、今回の事故を教訓として市の中でのマニュアルをつくっていくということでございますので、その辺のところは

検討いま重ねておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、意識改革につきましては、議員御指摘のとおり職員のみならず私や副市長、また幹部職員、職員全員、また理事者も含めてですね、その意識改革を、安全に対する意識改革をしていかなければならないものと思いますので、今後徹底してまいりたいと思います。

○議長  
○17番  
(齋藤律子議員)

17番、齋藤律子議員。

どういうふうに具体的になるのかまったく見えてこないんですが、まずはこの安全に対する意識、これはその市長に一番はあると思っています。市長はすべてに注意義務を払う、この使命が課せられているからです。注意義務と簡単に言いますが、これは法律上の義務だそうで、ただ気配りをする、配慮をする、心遣いをする、こういう配慮とはまったく、もっともっと責任の重い言葉であります。初日から、安全に対する配慮が欠けていたところ何回も申しているわけですが、私はやっぱりこの注意義務を忘れていたのではないかと。なぜそうなったかということでは、自分なりに一応考えています。他人の命や身体、財産などを損わないように注意を払うことだと。法律上の義務であるということです。それを考えればやっぱりこの10年間、合併して期間がたちましたが、この期間に何をしていたのか。それは、いま豊洲や森友学園などいろいろやられていますが、議会にも議員にも責任があるんだと、こう言われているような気がしてなりません。まずこの間に、合併というのはいろんな、スタートして課題が課せられていくわけです。一日も早く自治体としての役割を果たさなければならない責務も負わされているわけです。そういうところで市長が次々に替わって、私は市長を長くやるのがいいと言ってるんじゃないでしょうか。本当にバタバタとして、いい表現が見つかりませんが、ドカドカと市長の椅子に座ってすぐ、こういう基本の基本である安全管理対策などを見落としてきたからでないかなと、こう思っています。

そういうことで、時間も時間ですので市長には最後きちんとこの、多くの市民も見ていると思います。そういう意味では、きちんともう一回答弁をお願いします。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

自治体のトップとしてのその責任の重さというのは十分に感じておりますし、市長としての注意義務が足りなかったのではないかとこの議員の御指摘に対しては、これは甘んじて受けながら反省を重ね、二度とこういうふうな事故が起こらないように注意喚起をしてまいりたいと思います。

○議長  
○17番  
(齋藤律子議員)

17番、齋藤律子議員。

それでは、2番目の質問に移ります。2番目の質問は、就学援助制度の改善について質問をします。

1点目は、準要保護世帯の新入学児童生徒学用品費等の単価引き上げの適用についてお尋ねをします。

就学援助制度は、義務教育を無償とした憲法第26条など関係法に基づいて、小・中学生のいる家庭に対し、学用品や新入学児童生徒学用品費等、また給



食費、医療費などを補助する制度となっています。就学援助制度は、生活保護法第6条の保護を必要とする要保護世帯と、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる準要保護に分かれます。

今回質問をするのは、準要保護のほうです。平成29年度、新年度予算案、国の予算案ですが、要保護世帯の就学援助費の新入学児童生徒の入学準備費にかかわる補助単価が約2倍に引き上げられました。新入学生徒の入学準備費用は、平成28年度は小学校で2万470円だったものが29年度は4万600円に引き上げられ、中学校は平成28年度2万3,550円だったものが平成29年度は4万7,400円、約2倍に引き上げられるようになっていきます。いま周りを見ても、ランドセルや制服代は2万円台では到底買うことができず、これまでの補助単価は実際と大きく乖離していることが指摘をされてきました。

準要保護者については、認定基準や単価を各自治体が決めています。多くの市町村が国の単価と同額を支給しており、平川市も国と同額を支給していることから、新入学児童生徒学用品費等の単価の引き上げについて考慮して下さるようお願いをするものです。子どもの貧困が問題となっている現状にかんがみ、同等に教育を受けられるよう平川市の施策を問うものです。教育長、答弁をお願いいたします。

○議長

もう1つあります。

○17番

(齋藤律子議員)

2点目として、新入学児童生徒学用品費等の支給時期についてお尋ねをいたします。

新入学児童生徒学用品費等の対象品目は、字のごとく通常必要とする学用品、通学用品などとなっています。通学用品とは、ランドセルやかばん、通学用の服、雨靴、上履き、帽子などが入っているそうです。平川市では入学後の5月中旬に支給していますが、このような費用は入学準備の際に必要であることから、支給時期を早めて入学前の支給にしてほしいと多くの人たちが願っています。平川市の施策をお伺いいたします。教育長、答弁をお願いいたします。

○議長

教育長、答弁願います。

○教育長

(柴田正人)

齋藤律子議員の御質問、就学援助制度の改善について、初めに準要保護世帯の新入学児童生徒学用品費等の単価引き上げについてお答えいたします。

文部科学省では、平成29年度当初予算要求の中で要保護児童生徒援助費補助金について、入学時にランドセル代や制服代等として支給される新入学児童生徒学用品費等の単価が、実際の経費に対して十分ではないとのことから、現行の支給単価の約2倍に引き上げとなるよう要求しているところであります。

御質問の準要保護者につきましては、市町村が単価等を規定しており、現在平川市では国と同額を支給しております。今後、国の単価引き上げの決定を踏まえ、平川市においても国と同額支給できるよう関係機関と協議してまいりたいと考えております。

次に、新入学児童生徒学用品費等の支給時期についてであります。現在

平川市では入学用品の援助費として、議員御指摘の5月に対象者に支給しております。支給時期を早め、入学前に支給するべきとの御意見であります。文部科学省から各地方自治体に通知されました平成27年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理におきまして、児童生徒が必要とする時期に認定後速やかに支給することができるよう十分配慮することとされております。各自治体では改善に取り組む市町村もあり、県内では青森市、中学生について入学前の3月に支給しているほか、弘前市では貸付金として1月中旬に支給して対応しております。

平川市教育委員会といたしましても、保護者から入学前の支給の要望があることを踏まえ、児童生徒が援助を必要とする入学前に速やかに支給することが就学援助制度として望ましいと考えております。制度を円滑に運用するためには各学校の協力が不可欠であることから、学校、関係機関と協議のうえ、まずは中学生に対しまして入学前支給を実施してまいりたいと考えております。また、小学生に対しましての入学前支給につきましても、実施している市町村の情報等を収集しながら前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

17番、齋藤律子議員。

○議長

○17番

(齋藤律子議員)

前向きな御答弁ありがとうございます。この入学前の支給ですが、いま教育長の答弁にもありましたように、中学生は小学校から中学に移行する方が多いのでそれはできる、事務的にもしやすいのではないかと思います。小学生はやはり幼児教育施設などから来る場合が多いので、こちら辺は事務方の、事務的にどうなっていくのかわかりませんが、何とかこの困難なところも解決をして、やっぱり使いやすい制度にさせていただきたいと思っています。平川市の要保護者に対するこの就学援助の新入学児童生徒学用品の支給は、3月1日に支給になっているそうです。それで、私もいろいろ各自治体を聞きましたら、これはそういう方針のために黒石も3月1日に支給になっているということは聞いております。ですから、子どもの中にそういう、児童生徒の中にそういう差があってはなりませんので、ぜひ何とかよろしくお願ひしたいということを申し添えて、2番目の質問は終わらせていただきます。

それでは、3番目の質問に移ります。3番目の質問は、平川市本庁舎建設問題について質問をします。

1点目は、本庁舎建設の平成28年度、29年度のスケジュールについてお尋ねをします。私は、議会内に設置されている、任意ではありますが庁舎建設委員会に所属をしている議員の一人です。庁舎建設委員会はこれまで、平成28年12月8日の12月議会開会中に開催された第10回まで行われてきました。その会議で平成28年の10月21日、第8回の会議で出された新庁舎建設スケジュール表の一部が、入札に関する部分ですが間違っていたということで、間違いを削除したものに差し替えられました。庁舎建設委員会のこれまでの進め方はなはだ疑問であるため、また市民が知る必要があるため、一般質問

を始めとする本会議で問題を取り上げていくことが必要と考えています。そういうことから、所属委員会には籍を置いています但質問をさせていただきます。そこでお尋ねをしますが、平成28年度策定予定の基本計画の進捗状況と、また、平成29年度のスケジュールをお知らせください。

それと同時に、旧平川診療所の解体についてもお尋ねをいたします。旧平川診療所の解体については、庁舎建設委員会で基礎杭は抜かない方向で考えると述べております。この基礎杭の扱いはどのようなになったのかお知らせください。

次に、旧平川診療所跡地の問題ですが、土壤汚染法の調査に基づく結果はどのようなになったのかもお知らせください。また、旧平川診療所のアスベスト対策についても、内容をお知らせください。

そして、基本設計業者は設計者選定とあるので、これは差し替えられた資料です。設計者選定とはプロポーザル方式のことを示していると思うのですが、プロポーザル方式を採用のようですが、参加申込者数がどのようになるのか。私は、参加申込者数が増えることが望ましいと考えています。このことについても、答弁をお願いをいたします。

2点目は、建設費の上限52億5,000万円についてお尋ねをいたします。

合併特例債活用の最大の大型事業である本庁舎建設は、市当局の財政計画の説明でも、52億5,000万円は上限である。これを超えることがないようにとの説明を受けています。今後の平川市の人口減少の見込みや、それに伴う職員数を考えても7,200平方メートル、建て面積ですが7,200平方メートルが必要という根拠は何なのか、これも明らかにされておりません。これまでも市長の明確な方針が示されてこなかった問題でもあります。そこをはっきりしないと、7,200平方メートルが上限52億5,000万円を打ち破る場合だってあり得ると考えています。そして、健康センターは今後どのような使い方をするのか、これもわかっていません。どの部局が入るのか、このこともわかっていません。この問題も7,200平方メートルに関係してきますし、52億5,000万円の上限にも大きく関係してくる問題ではないでしょうか。そういうことで市長、以上につき答弁をお願いいたします。

市長、答弁願います。

本庁舎建設問題についての御質問にお答えをいたします。

まず、基本計画に関する28年度、29年度のスケジュールについてですが、今年度策定する予定の新北庁舎建設基本計画は、平成26年8月に公表いたしました基本方針と昨年11月に公表いたしました建設場所等の扱いを基本として策定いたします。

その内容としましては、利便性や機能性、環境への配慮等の視点から、市が目指す理想の庁舎像を表した基本理念や必要な機能、施設及び手法を示す整備方針、建設場所、施設の規模に関する考え方を示す施設計画、スケジュール及び事業費を示す事業計画等を定めたものです。策定に当たっては、市民有識者による本庁舎建設委員会、市議会議員による庁舎建設委員会の意見

○議長

○市長

(長尾忠行)

をいただきながら、今月中に策定に向けて鋭意作成中でありますので御理解をいただきたいと思っております。

平成29年度は、その基本計画で提示された設計に必要な事項を踏まえた本庁舎の基本設計、執務室の面積やわかりやすい配置を設計するオフィスレイアウト環境整備、そして、旧平川診療所解体工事を5月までに発注し進めていく予定でございます。

基本設計業者の参加者数が多くなるように望むという御意見であります。基本設計の発注方法については、設計者を選定するプロポーザル方式を前提として来年度予算に計上しております。プロポーザルへの参加申込者が多ければ多いほど、経験と実績、資質と能力がより最良の者を選定することができますので、本市としても参加申込者が多くなることを望んでいるところであります。そのために、基本計画の公表及び基本設計発注については、市のホームページだけではなく建設系の業界紙にも記事掲載していただくようお願いし、多くの設計者が参加申し込みいただくよう努力していく次第であります。旧平川診療所の解体工事に関する質問については、後ほど担当部長より答弁させます。

次に、建設費上限52億5,000万等についてであります。

まず、健康センターの活用について御答弁を申し上げます。昨年11月に公表したとおり、尾上分庁舎にある経済部、農業委員会事務局、建設部、教育委員会事務局は、健康センターも含めた本庁舎へ移転することとしております。健康センターについては、これまでと同様、庁舎の一部として活用します。しかし、そこに入る部局はまだ決定しておりませんが、職員数は30人程度を見込んでおります。

次に、本庁舎建設の規模である面積7,200平方メートルの根拠についてでございますが、面積を算出するに当たっては、総務省及び国土交通省の算定基準、並びに平川市と類似する団体が市役所庁舎建設を進めている基本計画や基本設計で公表している面積と職員数に基づき算定をしております。これら算定基準をもとに算出いたしますと、職員一人当たりの延べ床面積は、約29平方メートルと算出されます。また、開庁時における本庁舎と健康センターに配置される職員数を278人と想定しております。従って、健康センターの職員を30人程度といたしますと、本庁舎職員は248人と見込んでおります。その職員数に29平方メートルを乗じますと、7,192平方メートルと算出されましたことから、7,200平方メートル程度を見込んだものであります。ただし、人口減少に伴う職員数の減少を見込み、将来的には健康センター職員を本庁舎へ移転する計画といたします。その他につきましては、担当部長より答弁させます。

総務部長。

○議長

○総務部長

(齋藤久世志)

私から、旧平川診療所の解体工事に関する質問のうち、まず基礎杭についてでございますが、地中にある杭は559本確認されており、県の指導では解体後全量引き抜きが原則とされております。しかし、全量引き抜きにより地盤

の安定性を確保できないようであれば、残すことも可能とのことであります。基本設計において具体的に本庁舎の配置が決定した後に、地盤の安定性等により総合的に判断し、引き抜くものと引き抜かないものを区別してまいります。従って、来年度の旧平川診療所の解体工事予算には、杭の引き抜きは加味していない状況でございます。杭を引き抜く箇所が決定した際は、平成30年度以降に引き抜くことを予定しております。

次に、土壌汚染の調査についてですが、土壌汚染対策法では3,000平方メートル以上の土地の形質変更がある場合は、その土地に係る土壌汚染状況調査をする必要がございます。旧平川診療所についても、建築面積が3,000平方メートルを超えていますので、敷地内の8か所から採取し分析調査をしております。その結果、水銀や鉛、ヒ素等の重金属類について基準値を超える物質は検出されませんでした。

次に、アスベスト対策についてであります。旧平川診療所の設計図書を調査したところ、建物の一部でアスベスト含有建材が使用されていることを確認しております。よって、旧平川診療所解体工事実施設計業務において内装及び外壁部材から採取し、その含有量を分析調査いたしました。その結果、管理棟からは1階機械室の配管保温材、ボイラー煙突断熱材、内装材の一部、及び平成5年に竣工した増築病棟の外壁材から、それぞれアスベストの含有率が基準値の0.1%を超える建材の使用が確認されております。

アスベストの除去方法でございますが、配管保温材、ボイラー煙突断熱材、内装材については、アスベストを飛散させないように専用区画を設け、養生したうえで適切な工法により施工いたします。また、増築病棟の外壁材についても、壁面全体へのシート養生により飛散させないよう安全に施工いたします。除去作業現場では、現場作業従事者や付近住民への影響を考慮し、粉塵濃度測定を適宜実施し、施工時に飛散状況を確認しながら安全に作業を行うよう指導してまいります。以上です。

○議長

○17番

(齋藤律子議員)

17番、齋藤律子議員。

これまでの答弁はあまり変わったものがなく、ただ、やっと入札方法はプロポーザル方式で行われるということと、基本計画を公表して参加業者を多く募るようにしたいという、この2点かなと思っております。

そこで私の、大変申しわけないんですが質問漏れが1つありました。質問に答えて、通告をしておりますので言います。2点目の上限52億5,000万円についてです。これに関して、利用価値のある既存の備品や調度品が平川市にはたくさんあります。使えるものは新庁舎においても活用すべきだと考えています。どのような方針を持っているのか。将来を見据えて、この52億5,000万円を少しでも圧縮する工夫をしていくべきだと。この大事なことを忘れていました。答弁をお願いいたします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

新しい庁舎においては、いままでの庁舎の中でも利用価値のあるものは活用すべきだという御意見でございますが、利用価値のある備品は新本庁舎に

も活用すべきであるとの御意見であります。オフィスレイアウト環境整備業務により調査したうえで活用できるものは再利用し、備品購入にかかわる経費を節減していくものでありますので、御理解をお願いいたします。

○議長

17番、齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

まず、オフィスレイアウトで調査をしてからということですが、やはり木製のものとか、分庁舎にも町長室に立派な調度品がたくさんあるわけです。一部、議場の中などは取り払われたものもありますが、日本三大の天童木工の製品であります。まあ考えよう、大事に使用すれば200年、それ以上持てるものではないかと思っております。そういうことからしても、別に間取りとかにはそんな関係しないと思えます。初めから計画をしていけば十分に使えるものがあると思っております。やっぱり経費節減、いろいろ水道事業のこともお金のかかるようなことが報告されております。起債制限、合併特例債の満額の発行を目指してその事業をしようとしているわけですから、今後の市民生活に10年後、20年後大きな影響を与えることがないように、この庁舎建設に対しては、市民の声をさらに広めて、一人の議員としても頑張っていく決意を表明し、私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長

17番、齋藤律子議員の一般質問は終了いたしました。

13時まで休憩といたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第7席、6番、佐藤 保議員の一般質問を許します。

佐藤 保議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

佐藤 保議員の一般質問を許可します。

佐藤 保議員、質問席へ移動願います。

(佐藤 保議員、質問席へ移動)

○6番

(佐藤 保議員)

第7席、座席番号6番、誠心会、佐藤 保でございます。

さて、今年も3月11日が巡ってまいりました。2011年3月11日金曜日14時46分、この議場が揺れたわけでございます。先輩議員の皆さん、ちょうど議会の最中でした。この議場で東日本大震災の揺れを感じております。市長は青森で議会中だったのでしょうか。後ほど教えていただきたいと思えます。いままで経験したことのない大きな、そして不気味な横揺れでした。まさかあのような大惨事になるとは。いまでも私はこういう大きい部屋に入りますと、必ず天井を見上げて落ちるものはないかと確認するくせがついてまっています。

私の宮古の友人の話でございますけど、閉伊川の河口付近に住んでいるのですが、もうあの時はもう流されて、彼は流されてしまったものと思っております。各地に散らばっている友人とメール交換をしているのですが、1か

月近く経過して、東京の友人が避難場所の名簿で彼の名前を探し出しました。その後、携帯がつながり、何が一番欲しいかと聞くと「たばこ頼むじゃ。」と。電話先ですすね、金魚がえさを食べるようなしぐさがちょっと見えたよう、ぱくぱくと見えたような感じで悲痛の叫びを聞いたのであります。数日して、たばこの数カートン、15人分の見舞金を持って八戸の友人と2人で行きました。

もう一つ、宮城県山元町に退職後に移り住んだ先輩は、海岸から2キロメートル近く離れているのですが新築の自宅を根こそぎ流されました。農業をやるつもりで購入した土地の裏山に、奥さんと命からがら逃げこんで助かったと後で聞いております。

災害列島日本。昨年も数多くの災害が発生しましたが、熊本、岩泉はいまどうしているのでしょうか。宮古の友人のおばさんが岩泉の施設で亡くなったというのを、昨年の暮れになってまた知りました。

さて、今回の質問を準備するうえで、市のホームページ上にある平成20年1月から現在までの広報ひらかわを10年分拝見させていただきました。防災関係記事では、その年の防災訓練の内容も詳しく掲載されております。全部コピーして手元に保存しました。そしてもう一つですすね、平川市地域防災計画、平成27年2月修正版も今回の質問をするうえで参考にしました。

次にまた、今回発表の第2次平川市長期総合プランに合わせて、いままで平川市はどんな計画をまとめたのかというの、これもすべてホームページに載っているんですすね。第3次平川市行政改革大綱、28年10月、まち・ひと・しごと創生平川市総合戦略、27年12月、まち・ひと・しごと創生平川市人口ビジョン、27年11月。そのほかにまだあります。これがすべてホームページに載っていると。最後にこれもありました。新市建設計画～ひと・地域・産業がきらめく新たな市をめざして、これは17年2月に策定ですけども、27年3月に変更をかけております。意外と平川市の計画、ぶれないで進んできているというのを確認させていただきました。

そして、これらの計画のすべてに共通すること、前文、前置きにおいては、少子高齢化による人口減少の懸念であります。人口ビジョンの中には、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計で、平川市の場合平成42年、2030年には2万6,362人、平成52年、2040年には2万2,631人と予測されております。これらを念頭において、通告どおり質問に入らせていただきます。

まず最初の1番目、1つ目は市民の安全・安心についてというテーマの質問になります。

市民の安全・安心、市政の原点、最重要課題であります。先に述べました広報ひらかわの防災特集には、いま見ても参考になるものがいっぱい残っております。平成20年9月号には、8月の31日に青森県総合防災訓練が平川市で開催されるとありました。そして、その中には自主防災組織の必要性についてあり、その当時の自主防災組織、組織率は14.6%の記載もあります。平成24年9月号には自助・共助・公助の考え方、平成25年7月には防災無線

の整備についてシステム概要、27年3月には運用開始の知らせ、昨年28年の8月号、9月号では古懸の訓練もリアルタイムで掲載しておりました。いままとめて見させていただきますと、前回、前々回の私の質問した内容が何と記載されているのではございませんか。いずれにしても、このように防災の意識付けは休むことなく継続して情報発信していく必要があります。

前置きが長くなりましたけど、1つ目の平川市の減災対策について質問いたします。最近の気象の極端化は、地球温暖化の初期症状であると専門家ももう言い切っておりました。平成26年台風18号、平川市を襲った台風18号、あのレベルはまた必ず近いうちに来ます。自然災害は必ずまた起きることを前提に、その災害の芽を一つ一つ、小さい一つ一つから確実にその心配を消去するという減災の考えでこれからもやっていただければと思います。平川市は、市民に土砂・洪水・地震・ため池の4つのハザードマップを示し、危険箇所や被害範囲、そして避難場所等も記載してあります。住民の不安を一つ一つ解消するためにどのような取り組みで進めているか、ハザードマップに関連してお尋ね申し上げます。

2つ目は、地区防災力の強化についてお伺いします。災害時の心得として自助・共助・公助という言葉がありますが、最近では自助と共助の間に御近所、近助の重要性がうたわれています。地区防災力とはいわゆる町会・自主防災組織を指し、地域における防災力の強化が課題となっております。いまでは平川市は自主防災組織率が県内で一番となっておりますが、今後の自主防災組織の強化・育成についてどのように行っていくのかお伺いいたします。

3つ目には、平成29年度の防災訓練についてお伺いします。昨年度は、碓ヶ関地区において土砂災害を想定した訓練を行い、一定の成果を上げております。平成29年度については、どのような想定での訓練を計画しているのかお伺いします。以上、よろしくお伺いいたします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長、答弁願います。

佐藤 保護議員の自然災害対策、特に減災対策についてまずお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、当市では4つのハザードマップにより危険箇所を周知しているところであります。またハザードマップについては、国・県との連携を図りながら随時見直しなどを進めているところであります。不安を解消する取り組み状況として、土砂災害については、県営事業により法面工や擁壁工などの急傾斜地崩壊対策事業や治山現場確認作業を実施しております。洪水については、県営事業により築堤による河川改修や雑木伐採による河川維持事業を実施しております。地震については、人的被害、住宅被害を軽減するため、木造住宅耐震診断及び耐震改修の支援事業を実施しております。ため池については、大規模災害時に決壊した場合迅速な避難行動ができるように、管理者に対し普段から点検や豪雨時の対応を定めた管理マニュアルを配布し周知徹底をしております。また、未使用のため池の廃止なども併せて進めているところであります。



そのほかに、被害を最小限に食いとめる対策として、防災無線や緊急速報メールを活用し災害情報や避難情報を瞬時に伝達することで、早目の避難行動を促すよう努めております。併せて、日ごろから指定避難所としての周知を図るため、小・中学校に標識やその周辺に誘導標識を設置しております。

次に、地区防災力の強化についてであります。当市では現在49の自主防災組織が結成されており、世帯カバー率は1月1日現在90.8%となっております。そのうち、20団体が防災訓練を実施しております。今後は、すべての自主防災組織において防災訓練を実施するよう啓発していくとともに、県などで実施する防災講演会などへ積極的な参加を促してまいります。また、災害発生時に重要視される自主避難所の運営について、来年度各自主防災組織に対しマニュアルを配布し、組織内の役割を確認しながら訓練を実施していただくことで、防災への意識を高めてまいりたいと考えております。

3点目の平成29年度の防災訓練についてであります。来年度以降の防災訓練は、これまでと趣向を変えて、災害発生時に活動が期待される自主防災組織を対象に、より実践を想定した避難所設置・運営訓練を計画しております。この訓練では小学校体育館において、各地区での避難所運営上の課題を抽出していくことを目的としております。具体的には、HUG（ハグ）と呼ばれる避難所運営ゲームを活用したイメージ訓練を実施したり、実際に間仕切りなどを用いて避難所設営を体験するなど、自主防災組織が主体となった内容とする予定であります。以上です。

6番、佐藤議員。

はい、ありがとうございました。防災、この意識はですね、常に声を出して継続が大事かと思われま。

私の地区の町会センターの玄関にはこのハザードマップ、玄関の入口に掲載しております、入るたびに目を通します。しかし、よく見ますと避難所となっております町会センターがそのエリアに入っていたということもあります。しかし、先ほど市長の御説明ありましたが、もしかしら今年はそのハザードマップ、外せるかもしれないという事業、ちょっといま小耳に挟んでおりましたので、市長、ぜひ進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

もう一つ、次に近助、隣近所の助けが命を左右したという被災地の声がありました、聞こえております。やはり自助・近助・共助・公助。まず自分の命を考え、隣近所を心配し、町会単位での共助、そして次に市の出番となります。近助は、隣近所との日ごろのお付き合いが大事です。これは、私もこれから気をつけて隣近所と付き合いしていきたい。そういう災害のことも含めましてですね。

もう一つ、地区防災計画を町会ごとに自分たちで作成する必要も感じております。まず、自分たちでそのシナリオをつくったり、防災計画の必要性を感じているわけではありますが、そのひな形について市のほうでお考えはいただくわけにはいかないものでしょうか。ちょっと確認させていただきます。

○議長  
○6番  
(佐藤 保議員)

○議長  
○総務部長  
(齋藤久世志)

総務部長。  
議員お尋ねの、地区ごとの防災計画の策定の計画があるということですが、ひな形につきましては可能な限りこちらのほうで、他市の例とか他の町会とかの情報があればですね、随時提供してまいりたいと思います。

○議長  
○6番  
(佐藤 保議員)

6番、佐藤議員。  
はい、ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。  
個人レベルでは市町村、共助ということにちょっと拡大して考えまして、市町村レベルの共助について確認させていただきます。

ここに平川市地域防災計画、立派な厚いのがあります。この中にも一部あるわけですが、現在、他市町村や企業等と災害協定をを結んでいると思われませんが、協定の数やその内容について現在どう進んでいるか、その経緯をちょっとお知らせください。大丈夫でしょうか、お願いします。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。  
議員御指摘のとおり、この災害だけではありませんけれど、災害に当たっては自助・共助・公助・近助という隣近所の助け合いも大事だという御指摘でございますが、まさにそうであると思います。と同時に、広域的な連携というのも非常に大事になってこようかと思えます。

当市では現在、県・市町村・企業を含め15の災害協定を結んでおり、地域防災計画に記載をしております。災害協定の内容としては、電気・通信・土砂などの応急復旧に関する協定が5件、機械リースや資機材等の物資供給に関する協定が4件となっております。また、消防や県内市町村などについては6件の災害派遣等に関する相互援助協定を結び、被害を最小限に食いとめるための体制を整えております。以上です。

○議長  
○6番  
(佐藤 保議員)

6番、佐藤議員。  
姉妹都市とかその辺もありがとうございますけども、現在もその進行状況と言いますか、協定にしたがって何か事業、行事等進めているものでしょうか。

○議長  
○総務部長  
(齋藤久世志)

総務部長。  
議員お尋ねのそのことは、普段からのお付き合いはどうかといったことだとは思いますが、南九州市とすればいろんな機会をとらえて交流してございますので、協定書にはありますが要請があれば出向くというふうな協定内容になっていきますので、その辺は意思疎通が図られていると思いますが、山田町に関しては当初協定結んだだけで、その後当時の町長さんがですね、こちらのほうにお越しになって講演したことはございましたが、いまのところは連絡は取り合っていないと思います。その他の協定に関しては、もしこういう不測の事態があれば協定するというようなことですので、普段からのお付き合いというのはなかなか難しいのかなと思います。ただ、いろんな地域防災会議のメンバーに入っていたりいたしますので、その辺は同じく公的な機関ということもあって、特に普段から関係を密にしているというような状況ではないですけども、万が一のときは期待するというふうな認識でおります。

○議長  
○6番  
(佐藤 保議員)

6番、佐藤議員。

はい、ありがとうございました。こと災害に関してはですね、もうできる限りのそういう協定なりちょっと結んで、お互いその共助、市町村レベルの共助についてもこれから検討していただければと思います。

関連してもう一つですね、市の災害対策本部が立ち上がったときに議員は何をすべきか。東日本大震災でも、議員はフラストレーション、欲求不満に陥ったと聞きます。この答えを探しに、ある研修を受けました。60人の募集に170人が応募し全員を受け入れていただきました。予想どおり、南海トラフが心配される市町村の議員さんは必死であります。参加者もその地域が中心でありました。みずから防災士の資格を取ったという女性議員もおられました。この答えは研修では出さないで、自分たちのグループ討議でさまざまな意見が出されました。議員は市の対策本部に口を挟むべきではないという、そのグループの結論。議会が立ち上がるまでは地元避難所でボランティア活動をしようとか、災害救助隊の道案内をやろう、などなどいろんな考え、意見が出ました。いずれ、これから議会改革の中で基本条例をつくりませんが、合わせて昨年視察で富士見市で学んだ市議会災害対策会議、指針等の必要を強く感じてまいりました。

そして、次に入ります。10年ぶりに学習指導要領が見直されることになりました。このことについては、時期を見てもう一度教育委員会にお尋ねしたいと思いますけども、いままでも先生は独自にやっていたことと思いますが、未来を担う子どもたちこそ、やはり災害の知識をはっきりと身に付けることが大事であります。併せて、平川市の安全・安心を担当する部署の格上げをお考えはありませんか。市長直属の危機管理の部署、これからはますます必要かと思えます。午前中の質問にもございましたが、豪雪対策本部ができたにもかかわらずあのような災害が起きてしまいました。やはり、本部ができたからには、その統制のもとに動くべきであると私は考えております。やはりここでしっかりいま、市民の安全・安心を守るための災害を専門にする部署、あってもよろしいかなと思えますけど市長はいかがでしょう。お考え聞かせてください。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

議員のほうから、災害に専門に対応する部署の創設についてお話がございましたが、私の考えということでございますが、現在、市では消防防災係を中心としながらこの災害対策に当たっております。もちろん、担当は総務部でありますけれど、私はですね、この部署の絡みの中でいって新たにまた部署をつくるということになると、いわゆるほかの人員等の役割は削られるところになるかと思えますので、いまの状況の中では対応できるものと思っております。また、災害対策本部ができてから今回の事故というふうな御指摘がございましたが、現実的には事故の後に豪雪に関しての災害対策本部を設置しておりますので、その辺は御理解をいただければというふうに思っています。ただ、議員御指摘の子どもたちに対する災害に対する教育というこ

とが大事だという御指摘でございますが、そのことは私も大事と思っておりますので、今後教育委員会と協議はしたいというふうに思います。

○議長

6番、佐藤議員。

○6番

(佐藤 保議員)

はい、ありがとうございます。新しい部署をつくるという、いままでの総括の部分ですね、全部まとめた感じでの組織のイメージでございましたけども。いずれ学校教育の中にも、理科の授業でしたですか、きちんと防災教育をやるという、いままだ改訂案でございますけれどもそういうのがはっきり示されましたし、それも併せて市としても何かもう1ランク上げた防災対策の御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、29年度の防災訓練、新たな取り組みということで御期待申し上げます。その中で場所等の選定基準、いろいろ防災訓練をやるには広い施設等必要かと思ひますけども、場所等の選定基準等もありましたら教えていただきたいと思ひます。次、29年度はどこでやられますでしょうか。

○議長

総務部長。

○総務部長

(齋藤久世志)

先ほど市長が申しましたとおり小学校区を対象に考えてございまして、避難所運営訓練ということで、学区名はちょっとまだ相手に交渉していないので申し上げられませんが、小学校の体育館でそういった訓練を実施しようということで計画してございます。

○議長

6番、佐藤議員。

○6番

(佐藤 保議員)

はい、じゃあ御期待申し上げます。いずれ、前回の議会でもちょっと希望として挙げさせていただきましたけども、訓練に子どもたちも参加というのはもういまは必須ではないかと思ひます。金田小学校の防災訓練、避難訓練もちょっと脇で見させてもらいましたし、実は地元で先日行われました防災訓練、子どもたちがちょっとあまりはしゃぎすぎてちょっと心配でしたけども、やはり子どもたちがいればやはり内容がちょっと変わってまいりますので、ぜひこれからの人たちをこう、ああいう場所に出して訓練を進めていただければと思ひます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。第2次平川市長期総合プランについてお伺ひいたします。まだできたてのビジョンでこれから肉づけしていくのかと思ひますが、いささか満艦飾の感じがございました。立派過ぎます。平川市の基幹産業は農業でございます。昨日も米とリンゴの将来についての質問がありました。人口減少に併せて温暖化の影響もそろそろ見えてきている中であります。平川市の農業、長尾市長はどのような方向に持っていきたいのでしょうか。平川市の農業がプランからはちょっと見えてまいりません。高齢化、後継者不足で農地が集約され、いま農業は自然淘汰の時代に入りました。米については、農業機械の能力と生産者の考えがちょっとアンマッチの状態が続いております。いずれもこれは農地集約という形で時間が解決するのではないかと思ひます。リンゴでも一本一本いまは数値管理する方法で省力化を目指している例が、弘前でその例を先日確認させていただきました。市長がイメージする平川市の農業の将来をお聞かせ願ひればと思

います。お願いいたします。ちょっとテーマ大き過ぎましたでしょうか。

実は私たちは、長尾市長は、若いころを御存じの方がおりまして、長尾市長であれば平川市の農業を変えてくれると思っている人間がいっぱいございますので、平川市の農業をどういうふうにも市長は導いていくか、ちょっとすいません、お願いできればと思います。

○議長  
○6番  
(佐藤 保議員)

①と②までお願いします。

もう一つですね。すいません、一問一答の考えまだ熟知しておりませんでした。

財政の裏付けについてでございます。第2次平川市長期総合プラン、せっかくの夢、希望に水を差すわけではございません。これは質問というよりは要望ととらえてください。29年度は大型予算を組みました。市庁舎・小学校建設。将来の人口減少も見えている中で、いまこそ平川市の財政をオープンにして市民に安心感を与えてください。広報ひらかわでは予算は4月、決算を11月に載せ、適宜コメントもありますが、ここ数年はマンネリ状態ではないか。ああ、ごめんなさいね。コメント等も前年度と同じ等であります。合併特例債の記事もかつて掲載はありましたけども、向こう10年以上年度展開させた財政をお示しいただきたいと思います。市民に安心感を与えてください。合併特例債は使うけどもこういう形で返済するとかそこら辺を、広報上でもよろしいです。広報ひらかわにそういう形で掲載をお願いできればと思います。

52億の新庁舎、先ほども質問、齋藤議員が質問されましたけども、あれをあのまま受け取る人はまずおりません。単に平川市の自信のほど、実力を示したと私たちは、議員は考えております。市民は市の行政に足し算は求めているのです。引き算を示してください。そういうことで御回答をお願いします。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

まず、基幹産業の農業の位置付けについての御質問でございます。平川市の農業をどのようにしていくのか、私の考えというようなことでございますが、第2次平川市長期総合プランの中で、市の基幹産業である農業において将来的にどのような方向性を持って取り組むのかという御質問でございますが、第2次平川市長期総合プランでは、基本政策を「地域特性を活かした農林業」とし、4つの分野で構成した個別目標と主要施策で将来的な農業の方向性を示しながら具体的な事業を展開し、将来的には長期総合プランの達成を目指すものであります。この中には、私の思いというのはこの4つの個別目標の中にも入っております。後ほど、各分野ごとの事業については担当部長より答弁させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

また、財政的に市民に安心感を与えるような財政であってほしいという御質問でございますが、平成29年度からは第2次平川市長期総合プランに基づいて各種事業を展開してまいります。大型事業につきましては、議員の皆様にお示ししている財政運営計画に基づき、毎年度実施計画の見直しを図りな

がら計画的に進めてまいります。今後、大型事業が続くことによる市財政への不安をなくすためにも、中長期にわたる財政状況につきましては、広報紙やホームページ等で市民の皆様へ周知を図ってまいりたいと思います。いままでも議員の皆様にお示ししておりますが、将来的な財政の健全化運営をもとにしながらいまの財政計画を立てておりますので、その辺は御理解していただければというふうに思います。

○議長

経済部長。

○経済部長  
(白戸照夫)

それでは、私からは①の基幹産業の農業の位置付けについての各分野ごとの事業について答弁させていただきます。

まず、1つ目の分野として、ブランド化や6次産業化など高付加価値化の推進、地産地消と食育の推進、都市と農村の交流推進を主要施策として、6次化推進支援事業、加工技術高度化支援事業、津軽の桃ブランド販売促進事業などにて、「高付加価値化と魅力に満ちた農業の推進」を目指すものであります。

2つ目の分野といたしまして、農業経営体の育成と確保、法人化の推進と生産組織団体などの再編・強化などを主要施策とし、経営体育成支援事業や農業経営法人化支援事業、生産組織等再編検証事業などにより、「多様な担い手の育成と確保」を目指すものであります。

3つ目の分野としまして、安定した農業生産基盤の整備・保全、環境に配慮した農業の推進、農地の多面的機能の維持と保全を主要施策とし、県営農村地域防災減災事業、ため池緊急防災体制整備促進事業や中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業などにより、「足腰の強い農業生産基盤の整備」を目指すものであります。

4つ目の分野としまして、林業生産活動の推進、無駄をなくした木材の利活用を主要施策とし、森林整備事業や林業専用道整備事業を行い、残材等の有効利用も図りながら「資源を活かした林業の振興」を目指すものであります。

以上4つの分野で農林業の将来的な方向性を示し、各分野ごとに具体的な事業を展開しながら、長期総合プランの目標達成のため取り組むこととしておりますので御理解をお願いいたします。以上です。

○議長

6番、佐藤議員。

○6番  
(佐藤 保議員)

いまの農業が置かれている現状からすれば、何かふわふわとした目標で少しかまえてどころが見つかりません。スピード感がありません。緊迫感がもう少し欲しい気がします。そして、何か実現可能な策ばかりで、見ていてあまりおもしろさがありません。ビジョン、プラン、夢が必要であります。ハードルを高くして、我々にもう少し夢を与えるような施策を何とぞお願いしたいと思います。そして、後継者のいない離農者がいま増加しております。我々がソフトランディングできるその策、意識等も必要であります。より一層の効率化も必要でありますね。何とぞ、もう少し緊張感を持った農政をよろしくお願いしたいと思います。

温暖化の進展に関しては、これは間違いなく専門家は見ております。現在で、産業革命以来平均気温、地球の平均気温が1度上がっているそうです。あと10年、20年で2度、2100年で平均気温が3度上がるそうです。もう、自然と一緒に進む農業に関しましては、もう打撃的なものであります。米に関して言えば、もしかしたら平川市、年に2回か3回作付できるかもしれません。けれどもリンゴは壊滅でございます。まず、もうここあと数年すれば開花日、満開日の品種間差の拡大が出てまいります。晩霜害の危険性はもちろん毎年のように出てまいりました。着色不良、日焼け果、それから発芽不足も出てまいります。貯蔵性の悪化などなど、平川市ではリンゴはもうこの先つくれないかもしれません。作付の変更や品種改良が求められます。

先ほども申しました。私たちは長尾市長の農業に対する思い、期待申し上げておりますので、ぜひ平川市の農業については市長御自身の声で語っていただくように、次にですね、御期待申し上げます。

先ほどの財政に関しては申し上げたとおりであります。いずれ、財政の不安を解消していただくということで広報に年度展開で掲載をよろしくお願ひしたい。平川市の財政は心配ない、それを示していただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長  
(芳賀秀寿)

議員の皆様にもお示ししているとおおり、いま佐藤議員が言われたように、いまのところ財政に不安は当面持ってございませんで、それをもとに各種事業を位置付けたところがございますので、佐藤議員が言われたとおおり、機会を見ながら市民に不安を与えないような、そういう機会を増やしていきたいなとそう思います。以上です。

○議長

6番、佐藤議員。

○6番  
(佐藤 保議員)

ありがとうございました。じゃあ、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長

6番、佐藤 保議員の一般質問は終了いたしました。

14時まで休憩といたします。

午後1時47分 休憩

午後2時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第8席、1番、工藤貴弘議員の一般質問を許します。

工藤貴弘議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤貴弘議員の一般質問を許可します。

工藤貴弘議員、質問席へ移動願います。

(工藤貴弘議員、質問席へ移動)

○1番  
(工藤貴弘議員)

ただいま議長より一般質問を許されました第8席、議席番号1、誠心会の工藤貴弘でございます。

今定例会より、これまでのライブ配信のほかに録画配信もスタートし、仕事や学校、それぞれのライフスタイルに左右されず、いつでも本会議を視聴することが可能となりました。録画配信については、かねてから市民の方より要望のあったことでもあります。私もその普及に今後努めてまいりたいと思うところでございます。

それでは、通告にしたがいまして質問に移ります。市職員の転落事故を踏まえた市の安全管理・対策についてであります。

①の市職員の安全管理と今後の対策についてであります。昨日より複数の議員の方が同様の趣旨の質問をなされており、その御答弁をもって理解するところでありますので、まことに恐縮でございますがこの①については取り下げさせていただきます。

②の市民に対する安全対策とその啓発についてお尋ねいたします。市の安全対策については、昨日より市長が御答弁されておりますが、基本的に外部への委託、簡易な場合や緊急性が高くやむを得ない理由の場合は直営、その場合であっても、安全ベルト、命綱、ヘルメット着用を徹底し対策していく、また市独自の安全管理マニュアルの作成や職員の安全管理に対する意識改革を実施し、再発防止に取り組んでいくとの御答弁でありました。

それでは、市民に対する安全対策や注意喚起ではどうなっているのでしょうか。市では、市民に対して防災無線などを通じて、除雪や雪下ろしのみならず日々の生活で危険と思われる作業等については、安全対策等講じるように注意喚起していると思いますが、どのような方法でどのようなことをお知らせしているのかお知らせください。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

工藤貴弘議員の、市民に対する安全対策とその啓発についてにお答えをいたします。

議員御指摘の日々の生活で危険と思われる作業は、除雪や屋根の雪下ろしのほかに、例えば屋根のペンキ塗りや庭木の剪定などの高所作業や草刈作業などが想定されます。また、農業機械による作業や市内各地で実施している多面的機能支払交付金事業による砂利敷きや側溝整備作業なども安全対策に留意すべきものと認識しております。このことから、農作業については県による農作業安全運動のチラシを配布したり、多面的機能支払交付金事業については作業中の事故防止について講習会への参加を促すなどして、安全対策を図っているところであります。

また、先ほど議員のほうからも御指摘ありました除排雪作業の安全対策については、防災無線や防災メール、広報紙などを活用して注意喚起をしております。特に、屋根の雪下ろしについては、複数での作業を実施することや、消防署での命綱やヘルメットの貸し出しを市民に周知することで、安全対策に努めているところであります。以上です。

○議長  
○1番

1番、工藤議員。

いまのお話で、市民に対する日々の生活の中での作業で危険が伴うこと、



(工藤貴弘議員)

そういったものはチラシ、講習会の実施あるいは防災無線、メール、あるいは具体的には雪下ろし作業については、消防署のほうでヘルメットであるとか命綱を貸与している、その周知もやっているということでありました。大変いいことと思いますので、これからも実施して、あるいは場面場面で拡充していったら、そういうふうに対応していただければと思います。また、市の職員の安全管理に対しても、安全管理マニュアルの作成や職員の方の意識改革の実施を行うことによって再発防止に取り組んでいくということですが、適宜検証や改善をしていくことによって、市の職員の方の作業によるけがなどのリスクを回避していく、その強化を進めていただきたいということを要望したいと思います。

次に、地域おこし協力隊についてお尋ねいたします。昨年6月17日、市はこれまでも各分野で連携してきた弘前大学と新たに、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展を目的とし、4つの事業について連携・協力を進める包括連携協定を締結いたしました。

1つは、東洋経済新聞社による住みよさランキング上位となった要因を分析し、その結果をよりよいまちづくりのための施策に反映していく「平川市まちづくり推進事業」。次に、学びと実践を通じて未来の平川市を担う若いリーダーを育成する「未来の担い手発掘・育成・支援事業」。さらに、食ラボひらかわを活用し、6次産業化や地産地消等を推進する「食ラボひらかわの活用事業」。最後に、地域の抱える課題をみずからが主体的になって解決していくための地域おこし協力隊を導入する「礎ヶ関地域活性化に関する事業」であります。

いずれの事業も、人口減少社会という地方を取り巻く重要課題の克服に資する地方創生策であると認識するところであります。

本項目では4つの連携協定のうちの1つ、礎ヶ関地域活性化に関する事業に関連して、より具体的には来年度から導入が予定されております地域おこし協力隊についてお尋ねいたします。

まずは、①の地域おこし協力隊の事業概要と隊員の支援体制についてお尋ねいたします。総務省は、平成21年度より地域おこし協力隊の事業に取り組んできております。テレビドラマの題材や、近隣市町村を始めとして県内でもその導入を推し進める自治体は右肩上がりが増加しており、その知名度は年々上昇しているものと推察する次第です。

後ほど御答弁を求めるところであります。私のほうからも簡単に紹介させていただくと、東京・大阪・名古屋といった三大都市圏を始めとする都市部から意欲ある若い人材を受け入れ、人口減少・高齢化社会の顕著な地方において、その地域が抱える課題解消に向けて農林漁業者の応援、地域の生活支援、あるいは地域の魅力の発掘・発信等さまざまな形で地域協力活動に従事してもらいながら、またその後の定住・定着を図り、地域の活性化に御尽力いただくことを目的とした事業であると認識しております。平たく申し上げますと、外部の血を注入することによって地域の元気を取り戻していこう

という取り組みであるかと思えます。この制度と概要について、実施主体、活動期間、国からの財政支援、さらには弘前大学との事業連携等々それぞれ具体的にお知らせください。

次に、地域おこし協力隊の業務内容についてお尋ねいたします。現在、地域おこし協力隊の募集の情報発信については、私が確認した範囲ではありませんが、先月の中ごろからインターネット上では市のサイトのほかに全国移住ナビ、移住・交流推進機構（JOIN）といった移住関連のポータルサイト、あるいはSNSにおいても、御自身が東京から弘前へ移住してきたりんご飴マン氏や移住定住を促進する青森暮らしサポートセンター等、さまざまな個人や組織がその募集情報を拡散してくださっております。私の印象では、隊員を志願される方はインターネット等で情報をつぶさに収集されている方が多いのではないかと感ずるところでありますので、こうした知名度のある方や影響力のある方が情報発信をしてくださるというのは大変心強く思うところです。それによりますと、当市の地域おこし協力隊の募集は2名であり、また活動地域が碓ヶ関地域、尾上地域の2地域であることが示されておりますが、各隊員の具体的な業務内容についてお知らせください。

最後に、隊員の支援体制についてお尋ねいたします。地域おこし協力隊の隊員数について、国はこれまで平成28年に3,000人、平成32年までに4,000人を目標に掲げていたところですが、先月10日の高市総務大臣の記者会見では、平成28年時点で4,158名の隊員が活動していることが判明しました。ちなみに平成27年度では実施自治体が673、隊員数が2,625名でした。増加の要因については定かではありませんが、受け入れる自治体としては、制度の浸透や国からの財政支援等の後押しがあることや、総合戦略の指針に合致することが挙げられるかもしれません。

いずれにしても、地域おこし協力隊を導入する自治体は増加しているわけですが、一方で、それに比例するように受け入れの失敗が増加しているという問題もございます。隊員と受け入れる側の行政・地域または組織との間にミスマッチが生じ、隊員の活動の制限や意欲の減退につながっているという指摘です。これは、元隊員や現役隊員がブログやSNSあるいは講習会等で、実体験をもとに具体的に指摘しているところでもあります。1つ御紹介しますと、ある自治体では、募集段階ではあるNPO団体への配属を依頼されていたにもかかわらず、いざ採用されたところ当のNPO団体からは要らないと突き返されたという不幸な事例がございます。要するに、もともとの受け入れ先と隊員との橋渡し役となる行政との間で事前の調整が適切になされていなかった、受け入れる準備がないままに隊員を受け入れてしまったということであろうかと思えます。こうなってしまうと機能不全を起こしてしまっているわけですから、いかに志と能力のある隊員であっても事業そのものが成り立たなくなってしまうということでもあります。

こうしたことは、この制度そのものとしては導入しやすいがために、行政や地域等が奇貨おくべしというような漫然とした心構えの中で導入に踏み切

る背景があるという、元隊員の痛烈な批判もございます。現在、募集段階にある本市としては、当然そのような事態は避けなければなりません。

地域おこし協力隊の理念をかんがみ、また事業の目標達成には、隊員そのものの資質もちろん重要でございますが、それと同等に隊員を受け入れる側である地域または組織が、地域の、自分たちの地域の問題解消のためにどのような取り組みをすべきかという明確なビジョンや熱意を持っていることが前提で、そこへ隊員や両者の橋渡しである行政というピースをどのように当てはめていくかが肝要であるかと考えるところです。

大変前置きが長くなりましたが、目標達成のために関係機関との緊密な連携による支援体制の整備は極めて重要であると考えます。本市の場合は、雪や言葉を始めとし、都市圏からやってまいりますので不慣れな土地での、そもそも不慣れな土地での暮らし生活支援、隊員の日々の活動や定住に向けた企業・就業について、地域や行政の支援体制はどうなっているのかお知らせください。

②の今後の事業の活用についてお尋ねいたします。繰り返しになりますが、今回の隊員募集は碓ヶ関地域が1名、尾上地域が1名の計2名です。この制度の性格上、受け入れる側である行政・地域または組織の体制づくりが整っていなければ目標の達成は難しいと考えますので、やみくもに人員を増加すればいいというわけではございません。しかしながら、地域づくり協力隊の成功事例に共通することとして、複数の隊員を1つの地域に集中させることによって、地域の主体性を効果的に引き出したということが指摘されております。そのようなことを踏まえながら、来年度以降の隊員の募集のお考えはあるのか端的にお答えください。以上です。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

地域おこし協力隊についての御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

制度概要等については、いま工藤議員が御質問の中で御意見等述べていただきましたが、それらでほぼ制度概要等がおわかりかとは思いますが、もう一度私のほうからも答弁させていただきます。

地域おこし協力隊は、平成21年度に総務省が創設した制度で、おおむね1年以上3年以下の期間において地方自治体からの委嘱を受け、地域で生活しさまざまな地域協力活動を行っていただく取り組みであります。平成28年には、全国863の自治体で4,158人の隊員が活躍しているところでございます。地域おこし協力隊を導入する目的としましては、地域外の人材を積極的に誘致し、未来の担い手となる人材の確保を図るとともに、地域協力活動を行いながらその地域への定住・定着を図ることで、地域力の維持・強化を図っていくことでもあります。地域おこし協力隊に対する国等の支援に関しましては、後ほど担当部長よりお答えさせていただきます。

次の、現在市のホームページ等で募集している2名の地域おこし協力隊の具体的な業務内容についてであります。現在市が募集している2名の内訳といたしまして、1名は平川市観光協会への導入、もう1名は弘前大学との連

携事業である碓ヶ関地域の活性化事業への導入であります。具体的な活動内容を申し上げますと、2名に共通した事項として、隊員みずからの定住を前提とした「なりわいづくり」を進めること、そして地域住民との連携と交流の促進を図ることです。平川市観光協会にしましては、法人化に向けた業務支援や新たなイベントの企画と運営、ホームページやSNSによる情報発信を進めていただく予定であります。碓ヶ関地域にしましては人口減少の進行が著しい地域でありますので、碓ヶ関地域の活性化に向けて、道の駅いかりがせきの有効活用、地域住民が気づいていない魅力の発掘とみずからの移住生活の発信、地域子どもたちとの交流を進めていただく予定となっております。

また、初めての土地での暮らしに不安になる地域おこし協力隊もいると思うが、定住に向けた地域における生活支援や起業支援に向けた隊員への支援体制についてであります。議員御指摘のように、全国的に見ますとこれだけの数の地域おこし協力隊の中にはミスマッチといいますか、そのまま成功しないというところも見受けられるのは聞いております。なかなか当初の目的と、協力隊員の目的とそれぞれの自治体で要請した目的が合わなかったということもあるようでありまして、そのことを抜きにいたしましても、私はこの地域おこし協力隊を当地域に導入するのは非常に意義のあることではないかなというふうに思っております。特に、よく地域おこしには若者・よそ者・ばか者という3つの者が必要だというふうに言われますけれど、外からの目から見た、その地域を見た中での地域の活性化というのは非常に大事になってくると思いますので、その来られた隊員に対する支援というのは非常に重要になってこようかと思っております。

隊員に対する支援体制としましては、観光協会におきましては、観光協会、市の商工観光課が中心となって支援をする予定でございます。また、碓ヶ関地域におきましては、弘前大学との連携事業により、40代のPTA関係者を中心に組織した碓ヶ関地域・地域おこし協力隊応援協議会、碓ヶ関総合支所を中心とした支援体制を整え、隊員の精神面、生活面での支援を図る予定となっております。

今後の事業の活用についてであります。来年度以降の隊員の募集につきましては、本年5月から導入予定の隊員の活動の検証を行いながら増員をし、地域の活性化につなげたいと考えております。以上です。

- 議長
- 企画財政部長  
(芳賀秀寿)

企画財政部長。

先ほど、地域おこし協力隊制度概要の中で、財政支援等についてお答えいたします。29年度当初予算には地域おこし協力隊2名の予算を計上してございますが、財源は、総務省が隊員1人について報償費等として年間250万、活動費として年間200万を上限に特別交付税として措置されるものでございます。以上です。

- 議長
- 1番

1番、工藤議員。

はい。市長のほうからも、この地域おこし協力隊の意義というのは大変重

(工藤貴弘議員)

要であるという御答弁いただきました。私も同感であります。市長の御答弁とかぶるところも多々あるんですが、こうした新しい外部の若い人材が、人口減少、高齢化していく中であって地域力が減退している地域に入って、地域の人と触れ合いながら、また地域に活力を取り戻していくということは、地方創生という観点から大変重要で意義深いものであると思うところであります。そうしたせっかくの事業ですので、地域の方々始め行政の方も連携していきながら支えていってやってほしいなというところであります。

来年度以降の隊員の募集についても、来年度に入る予定の隊員の活動の検証を行いながらまた検討していくということでありました。この点について再質問しようと思っていたんですが、たらればというか、先の未確定の事項でありますのでどういったことになるかわかりませんが、私、この事業については碓ヶ関、尾上だけではなくて平賀地域にもぜひ導入してほしいなという思いがあります。私の先ほどの質問でも、この制度の性格上受け入れ側の体制が整っていなければならない、あるいは、先進自治体の成功例の1つに地域に複数の隊員を集中させることが共通していると述べておりました。なので、舌の根も乾かぬうちになじられそうではあるんですけども、今回の隊員募集がなされなかった平賀地域への、今後の隊員の募集のお考えがあるのか。もちろんこれは、来年度導入される隊員の活動地域の活動を踏まえてでありますけれども、その上でもし御答弁いただけるのであればお願いいたします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

地域おこし協力隊は本県へも多く入っております。昨年でしたか、田舎館村に平川市出身のIターンかUターンした方が地域おこし協力隊で採用されたというニュースもありましたし、野辺地町では野辺地のほたて井を開発した地域おこし協力隊もありました。また、弘前市でも数名の地域おこし協力隊が活動しております。

そこで、工藤議員のほうから、平賀地域にも導入する予定はないかというふうな御質問でございますが、地域を限定するというのではなくして、今回は観光協会ということと、もう一つは弘前大学との連携もありましたので碓ヶ関地域ということでありましたけれど、先ほどの来年以降の隊員の募集につきましては、この今回の活動の結果を検証しながら導入したいというふうなことを申し上げさせていただきました。この平賀地域ということになりましてでもですね、地域としてどこがいいのか、業務内容として何をターゲットにするのか、また、その地域の声を集めながらこの来年度の募集に向けて、その辺のところをきちっと、制度といいますか、どういう仕事のためにこの地域で、平賀地域で地域おこし協力隊が必要になっていくのかということをきちっと整理したうえで、可能であれば来年度以降の募集に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長

1番、工藤議員。

○1番

はい。市長がおっしゃるとおりではあるんですけども、私の思いと言い

(工藤貴弘議員)

ますか、要望という形になるんですけれども、例えば平賀地域であれば、碓ヶ関地域のように少子高齢化が進み地域の活力が減退している東部地域というものがございます。これはもちろんあくまで個人的な見解でありますので、東部地域の方々がそう思っている、こういう事業を導入したいということは、ちょっと私も直接お伺いしていないところであります。ただ、東部地域の抱える諸課題には、協力隊に求められる典型的な問題解決、課題というものと合致するところが多くあるのではないかなと思うところであります。それは、住民の生活支援による地域の活性化を始めとして、東部地域ではニンジンやダイコンといった高原露地野菜を栽培していますけれども、これは市全体の問題でもありますが、特に生産者の高齢化と後継者不足の問題、そしてさらには廃校の利活用等々がございます。また、東部地域に限らずとも平賀地域としては、あるいは駅前を中心市街地活性化という観点もあるのではないかと。他の自治体での事例では、中心市街地にカフェやレストランなどを設置して隊員の方に運営いただくケースというものも多くある印象でございます。地元の食材を使った料理を使って、にぎわいを産みだすと。カフェやレストランといったものも、単なる飲食店としての機能だけではなくて、地域コミュニティの強化のためにさまざまなイベントを企画して、そのたびに市民の方の交流の場として開放しているところもあるようでございます。

いずれにしても、私の勝手な思いつきをいまはただつらつらと述べただけなんですけれども、最後に、現在の地域おこし協力隊の募集状況をお知らせください。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長  
(芳賀秀寿)

実は、2月6日から市ホームページを始めとしたウェブサイトにて募集をかけておりました。また、2月24日からは東京、横浜を中心とした首都圏内の、私どもがいわゆるチラシ等が置けるどこも8か所程度に配付してPRしていただいておりますが、現在のところ問い合わせがあるのは1件だけで、まだ正式には申し込みはございません。

○議長

1番、工藤議員。

○1番  
(工藤貴弘議員)

地域おこし協力隊、碓ヶ関地域の募集期間が2月1日から3月31日まで、尾上地域のほうが同じく2月1日から3月10日、今週の金曜日までと。時間が差し迫っているところであります。なかなかこの難しいところはあると思うんですけれども、行政のほうでもさまざまな告知というものを一生懸命やっているというふうに思うんですけれども、まだ期間があります。最後まであきらめずに事業の募集、その告知に力を入れていただければと思ひまして、この質問項目を終わります。

次に、ワーク・ライフ・バランスの実現についてお尋ねいたします。ワーク・ライフ・バランスとは、直訳すれば仕事と生活の調和であります。内閣府男女共同参画局によりますと、「国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実

現できること」と定義付けられております。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、今日の我々を取り巻く環境の変化、例えば人口減少の進展、女性の社会進出、ライフスタイルの多様化等の社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、地域社会の活性化を図っていくことが重要であると考えます。そのためにも、仕事と家庭生活の両立を可能とする環境づくりや、男性の育児参加などの家庭生活へのかかわりを促すため、市が現在実施しているワーク・ライフ・バランスのための具体的な取り組みについてお知らせください。

次に、テレワークに対する考え方についてお尋ねいたします。テレワークとはICT（情報通信技術）の活用によって、時間と場所にとらわれない柔軟な働き方のことを指します。安倍総理が議長を務める「働き方改革実現会議」の議題にも取り上げられ、有識者の意見として、育児・介護の両立が容易となる、業務の生産性や創造性の向上、女性活躍推進に資する働き方であると評されるところであります。国としても、各省庁がそれぞれの目的でテレワークの推進を図り、例えば都市集中緩和と地方分権、あるいは地方の中小企業の強靱化、さらにはICTの活用、そしてワーク・ライフ・バランスの実現というふうには、女性活躍やワークスタイル改革にとどまらず、地方創生という重要課題にも深くかかわるところであります。

これらのことを踏まえつつ、このテレワークという働き方について、ワーク・ライフ・バランスの実現の観点から市はどのように分析し評価するのかお示しください。

最後に、イクボス宣言についてお尋ねいたします。去る1月5日、市は長尾市長を始めとする全幹部職員41名によるイクボス宣言を行いました。イクボスとは、部下のワーク・ライフ・バランスを支援し、組織の業績の成果を出しつつ、みずからも仕事と私生活を楽しむことができる上司のことであります。宣言当時、県内では青森県警に続いて2例目、また自治体としては初の宣言であり、宣言前からメディアにも大々的に報じられたところでありました。そうした経緯もあってか、私の日々の活動の中で、市民の方々の受けとめ方はさまざまではあるものの、イクボス宣言そのものへの関心は総じて高いものであるという印象を受けているところです。

そこで質問いたします。宣言後、市長も「働きやすい職場は個人と組織の生産性を高め、市民サービス向上につながる。市がイクボス宣言したことで、市内企業にもイクボスが広まることを期待したい。」とコメントしております。また、現在策定中の第2次平川市長期総合プランにおいても「市内企業へのイクボス普及に努め、企業におけるイクボス宣言の推進を図ります。」と明記されていますが、その具体的な取り組み内容についてお知らせください。

市長。

ワーク・ライフ・バランス実現に向けての御質問3点にお答えをいたします。

まず、市のワーク・ライフ・バランスに資する取り組みについてでありま

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

す。ワーク・ライフ・バランス推進の取り組みとしては、男女共同参画情報誌「きあらひらかわ」により育児・介護休業制度の周知や、さまざまなテーマによる講演会を開催しています。また、子ども医療費助成や第2子以降保育料無料化などの子育て支援を行っており、ワーク・ライフ・バランスの推進につながると考えています。国では、育児休業取得者の代替要員を確保し休業取得者を復帰させるなどの取り組みを実施した事業主に対しての支援を行っていますが、当市においては、企業連絡協議会を通じて制度活用について積極的に働きかけてまいりたいと思っております。

次に、テレワークに対する考え方であります。ICTを活用したテレワークについては、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方ということで、働く側にとっては、通勤による時間ロスが解消され家族と一緒に過ごす時間や地域活動に参加する機会などが増えることにより、ワーク・ライフ・バランスを向上させる効果が期待されています。また、事業主にとって、従業員が計画的・集中的に業務を実施することによる生産性の向上や、災害時における事業継続性の確保、さらには有能な人材の流出防止策としての効果が期待されています。これらのことを踏まえると、市職員にとって有効な手法であると考えられます。一方、テレワークを導入・運営するため、在宅勤務のための勤務時間や勤務成果の管理、専用パソコンやネットワーク環境の整備、自宅作業による情報漏えい防止のための情報管理の徹底など解決すべき課題も多く、導入には慎重に検討すべきと考えております。

次に、イクボス宣言についてであります。当市は、部下やスタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人たちのキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつみずからも仕事と私生活を楽しめる上司であることを目指し、今年1月5日に市幹部職員でイクボス宣言を行いました。今回のイクボス宣言により働きやすい職場となり、個人と組織の生産性を高め、市民サービスの向上にもつながると考えています。また、市が率先して行ったことで市内企業にもイクボスが広まることを期待しています。先般行われました平川市企業連絡協議会においても、各企業の皆様に対しワーク・ライフ・バランスに対する御理解と御協力をお願いいたしましたところですが、平成29年度は、市内企業へワーク・ライフ・バランスを推進するとともに働きやすい職場づくりを支援するため、イクボス宣言を行う企業に対し、そのための研修会費用を助成する予定であります。以上です。

1番、工藤議員。

はい。①の再質問に移ります。市長の御答弁があったように、男女共同参画情報誌の「きあらひらかわ」などにおいて育児・介護休業制度の周知や、あるいはワーク・ライフ・バランスに関する講演会を実施していると。また、企業のほうにもそういった取り組みを積極的に働きかけていると。

市がさまざまな取り組みを推進し、そして育児・介護休業等の法律や制度の整備が進められる中であって、市内の企業・団体の現状はそれではどのようになっているのでしょうか。例えば、市内の企業・団体に就業規則に育児・

○議長  
○1番  
(工藤貴弘議員)



介護休業等に関する規定を盛り込んでいるところはあるのかお示してください。併せて、市職員の育児・介護休業の取得状況についてもお知らせください。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

再質問にお答えいたします。市内に立地する39の事業所に対して調査したところ、32の事業所において就業規則等に育児・介護休業に関する事項を規定しておるとのことでございます。

また、市職員による育児・介護休業の取得状況についてですが、まず、育児休業については、ここ数年間の女性職員による取得率は100%ですが、男性職員による取得実績はありません。そのこともあり、イクボス宣言等につなげさせていただいたところでもあります。また、介護休業につきましては、平成27年度に1件取得実績がありました。

○議長

1番、工藤議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

市職員の方の育児休業、女性のほうは100%で男性のほうはゼロと。こういった状況でありますので、市のほうで男性の育児に積極的にかかわり家庭生活にも入り込んでいく、そういったワーク・ライフ・バランスの関係もあってイクボス宣言をされたんであろうかと思えます。それが実ってですね、男性の方が一人でも多くですね、育児休業等を取得できる職場の環境づくり、あるいは上司の方の理解、そういったものを推し進めていただければと思います。

例えばですね、企業に対する働き方、これ私のただの考えなんですけれども、県ではワーク・ライフ・バランス推進企業の登録ということをされております。育児・介護休業等の推進に取り組んでいる企業を認定して、例えば企業側のメリットとしては、県のホームページ等で公表されているので優良企業というんでしょうか、そういった形でPR効果があると。また、金融機関のほうからも金利の優遇制度もあると。お隣弘前市のほうでも、人口減少問題に対応するため市外からの移住や子育て支援、健康づくりに積極的に取り組む企業として、移住応援企業、子育て応援企業、ひろさき健やか企業、こういった3つの制度の認定・認証等を行っているそうです。こちらも企業のメリットとしては自社のPRと、あるいは金融企業からの支援を助成すると、そういう形であります。こうした他市や県の取り組みも参考にしながら、市内の企業のほうにも浸透させていくということですね、今後検討していただければなと思うところでもあります。

次に、②の再質問に移ります。市長のほうからお話あったんですが、テレワークには、在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスという3つの実施形態があります。いずれの形態でも、パソコンなどの情報端末を利用して、職場との連絡や情報のやりとりを行いつつ職場から離れた場所で勤務を実行すると。時間や場所にとらわれず働ける形態でございます。

少子化・高齢化が進む現代社会では、育児の重要性和介護の必要性はますます高まる場所ではあります、ワーク・ライフ・バランスの実現に当たって、仕事と育児・介護の両立は重大なテーマの1つであるかと思えます。

幾つかテレワークの形態ございますが、特に在宅勤務型であれば、育児・介護による離職を抑制し、それによって人材の確保と継続的なキャリアアップまたはキャリアロスの回避に効果があると考えるところです。こちらは先ほどの市長の御答弁にもありました。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、一般企業も行政もこのテレワークに取り組んでほしいという思いがあります。行政の場合は特に、時代の移り変わりによって業務が複雑多忙化、そういったものが進む中で職員数の数は減少傾向にどうしてもいかざるを得ないと。不可避の状況であると。そうした中であってテレワークという仕事、働き方は仕事の効率や業務の効率性の向上も期待される場所ですと。先ほど市長のほうも「導入については難しいところもある。」とおっしゃるとおりで、ICT環境の整備にかかる莫大なコストや、窓口などの対人業務や個人情報扱う業務など在宅勤務に適さない業務にかかわる職員の割合などございます。ハードルは極めて高いものと思われませんが、市としてはテレワークの導入に取り組む可能性、例えば、弘前市のほうでは検証実験的に取り組んでいくという形もあるそうです。いますぐというわけではなくてもですね、今後テレワークの導入に踏み切ることがあるのか、その検討の材料に足り得るのか、そういったことを含めてお答えいただければと思います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

議員御指摘のとおり、テレワークに関しては非常にいまの時代にある意味ではマッチしたと言いますか、そういう仕事の仕方ではないかなというふうには思います。

そこで、市の職員に取り組む可能性はあるのかということでありませけれど、市職員へのテレワークの導入については、先ほど申しあげました課題が解決された場合、導入する可能性はあると考えられます。

ただ、市役所は窓口業務を担当する職員が多く、テレワークを導入している他の自治体の事例を見ますと、総務部門や企画部門に所属する職員や、未就学児の子育てまたは家族の介護を行っている職員が対象となっていることから、当市で導入した場合、全職員を対象としたものではなく対象職員が限定された内容になると考えられます。今後もテレワークにかかわる動向を注視し、導入による効果と課題も踏まえながら検討すべきものと考えております。

○議長

1番、工藤議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

ぜひワーク・ライフ・バランスの実現に向けて行政としてもですね、さまざまなハードルありますけれども、今後とも折に触れながら検証等していただければと思っております。いままでこうワーク・ライフ・バランスの実現のためにテレワークであるとか、イクボスであるとか、育児・介護休業の取得であるとか、いろいろこうお話をさせていただきましたけれども、いろんな法律や制度の整備、あるいは働き方と役割、地位の中でですね、いろんなものが整っていく中であっても、やはりこう私自身も含めてワーク・ライフ・バランス、特に何というんですかね、女性、性別に固定された男性像とか女

性像とか、そういうものにとらわれているところがあるわけでありませう。

こうしたワーク・ライフ・バランスの実現にあつては、意識改革というのが重要ではないかと思うところでありませう。地方公共団体としては佐賀県がですね、もう数年前に全庁舎的にテレワークを導入した。もちろん平川市と県庁ということとを比べるというのは単純にはできないわけであるんですけども、実際その最高情報統括監の森本氏という方が主体的になつてテレワークの導入に取り組んだそうですね、やはりその導入当初は職員の方から「どうしてそんなことをやらないといけないのか。」「自分にはテレワークは関係ない。」「いままでと同じような仕事のやり方で十分だ。」という反発が多くあつたそうですね。もちろん、そういったことは森本氏も織り込み済みであつたと。ですので、即座に打った手立てとして研修があると。これはそのテレワーク利用するに当たり、パソコンとかそういった技術的な面だけではなくてですね、むしろ力点を置いたのは管理職の意識改革であつたそうですね。こうしたテレワークのですね、対するとらえ方、各部署をつぶさに訪れて現場の方の意見を聞いて情報交換して改善策をしていくと。そうした信頼関係といいますか、築いていく中でテレワークというものが全庁的に広まっていったということでありませう。「この意識改革を抜きに、その後の全職員のテレワーク利用拡大はきっと、なくては利用拡大は不可能であつたはずですね。」とコメントを残してあります。

また、イクボス宣言についても、イクボスを推進するファザーリングジャパンの代表の安藤哲也氏、平川市にも訪れて講演されたそうですね。どういった講演内容であつたかはちょっとわかりませんが、私こう調べていく中で、三重県の松阪市のほうでもイクボス宣言をされたそうですね。そのときコメントの中に、安藤氏はイクボスの取り組みを薬に例えて、「抗生物質ではなく漢方薬である。宣言したからといってすぐに効果の上がるものではない。」と。「日々の継続した取り組みが大切であり、少しずつその効果があらわれるものである。」と。私もまさしくそういう考え方でありませうので、早急に制度、法律等が整つてあつたとしてもやはり意識改革、それを地道に粘り強く熱意をもって取り進めていくことが、ワーク・ライフ・バランスの実現になり得るんじゃないかということを一言申し述べまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

1 番、工藤貴弘議員の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日 8 日、午前 10 時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時 51 分 散会